

姉妹都市災害時相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、米沢市と東海市において災害時における応急対策の万全を期するため、両市間で相互応援することについて定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料及び日用品並びにそれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供
- (3) 被災者の救出、施設の応急復旧等に必要な資機材等の提供
- (4) 救援、応急復旧等に必要な職員の派遣
- (5) 児童、生徒の受入
- (6) 被災者に対する住宅の提供
- (7) 前各号に掲げるもののほか、被災市の要請があった事項

(要請)

第3条 被災市が応援を要請する場合は、次の各号の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号、第2号及び第3号に掲げる応援を要請する場合は、物資車両、資機材等の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合は、職員の職種及び人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援期間
- (6) その他必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市は、極力これに応じ、救援に努めるものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めるものがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 職員の派遣に要する経費は応援を行う市が負担するものとする。
- (2) 前号に掲げるもののほか応援物資の調達その他応援に要する経費は原則として応援を受けた市が負担するものとする。

(応援の自主出動)

第6条 災害が発生し、被災市との連絡がとれない場合で、応援を行おうとする市が必要と認めたときは、関係職員で構成する情報収集班を派遣し被災地の情報収集を行うとともに、当該情報に基づき必要な応援を行うものとする。

2 前項の応援に要した費用の負担については、第5条の規定を準用する。ただし、被災地の情報収集活動に要する経費は、応援を行おうとする市の負担とする。

(連絡担当課)

第7条 両市は、応援に関する事項の連絡の円滑化を図るため、連絡担当課をあらかじめ定めておくものとする。

(情報の交換)

第8条 両市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

(その他)

第9条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、両市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、各市長が署名の上、各1通を保有する。

平成13年11月10日

山形県米沢市 市長 高 橋 幸 翁

愛知県東海市 市長 鈴 木 淳 雄

災害時における相互応援に関する協定

釜石市と東海市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、両市のいずれかにおいて、地震、津波等による災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2及び第67条第1項の規定に基づき、両市との間で、迅速かつ円滑な相互応援を図るため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急処置を行うにあたって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- (3) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
- (4) 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請等)

第3条 被災した市（以下「被災団体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、応援を行う市（以下「応援団体」という。）に応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 応援職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 応援要請は、電話及びファクシミリ等により行うものとし、後日、別紙様式による文書を提出するものとする。

3 応援団体は、前項の要請を受けた場合は、速やかに、応援内容等の調整を図り、応援を行う事項について被災団体に連絡するものとする。

(自主応援)

第4条 両市は、いずれかに甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災団体と連絡が取れないとき、又は応援要請を待ついとまがないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができる。この場合において、同項の規定に基づく被災団体からの要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災団体が負担するものとする。ただし、応援職員等の派遣に要する経費の負担については、次に定めるとおりとする。

- (1) 応援職員等に対して支給する旅費及び諸手当については、応援団体の負担とする。
- (2) 応援職員等が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に必要な補償については、地方公務員法災害補償法の規定に基づき、応援団体が行う。
- (3) 応援職員等が、業務上第三者に損害を与えた場合において、損害が応援業務の従事中において生じたものについては被災団体が、被災団体への往復の途中において生じたものについては応援団体が、それぞれ賠償する。
- (4) 前各号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災団体及び応援団体が協議して定める。

2 被災団体は、経費を支弁するいとまがない場合は、応援団体に当該経費の一時繰替支弁を求めることができる。

(経費の支払方法)

第6条 応援団体が、前条第2項の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災団体に請求するものとする。

(1) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

(2) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(3) 資機材については、借上料、燃料費、購入費及び輸送費

(4) 第3条第1項第6号に規定するものについては、その実際に要した額

2 前項に規定する請求は、応援団体の長による請求書（関係書類を添付）により、連絡担当課を経由して、被災団体の長に請求するものとする。

3 前2項により難しいときは、被災団体及び応援団体が協議して定めるものとする。

(経費負担の協議)

第7条 第5条第2項の規定にかかわらず、被災団体の被災状況等を勘案し、特別の事情があるときは、応援に要した経費の負担について、被災団体と応援団体との間で協議することができる。

(連絡担当課)

第8条 両市の相互応援に関する連絡担当課は、釜石市においては消防防災課、東海市においては防災対策室とし、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第9条 両市は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報や資料を相互に交換するものとする。

(訓練等)

第10条 両市は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(協定等の見直し)

第11条 この協定は、必要に応じて見直すことができる。

(疑義)

第12条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度両者が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、両者が署名捺印し、各1通を保有する。

平成15年2月21日

岩手県釜石市 市長 小 野 信 一

愛知県東海市 市長 鈴 木 淳 雄

第 号

年 月 日

（応援団体の長）様

（被災団体の長）

応 援 要 請 書

「災害時における相互応援に関する協定」に基づき、下記のとおり応援を要請します。

記

1 被害の種類及び状況

種 類	地震災害	津波災害	風水害	その他（ ）
人 的 被 害	(1) 死 者	(2) 行方不明者	(3) 重 傷 者	(4) 軽 傷 者
	人	人	人	人
住 家 被 害	(1) 全 壊	(2) 半 壊	(3) 一 部 破 損	(4) そ の 他
	棟	棟	棟	棟
	世帯	世帯	世帯	世帯
公共施設等被害	(庁舎、学校、病院、鉄道、港湾、ライフライン関係)			

※ 被害状況は、確認できる範囲で、概括的なもので差し支えないこと。

担 当 課 ・ 係 名	課	係
担 当 者 職 氏 名		
電 話 ・ F A X 番 号	電 話	()
	F A X	()

— — — — — (改 ページ) — — — — —

裏

2 要請物資・資機材等

品 名 (種類・規格等)	数 量	場 所

3 職員派遣

職 種	活 動 内 容	人 員	場 所

4 その他の応援要請事項

5 応援場所への経路

陸 路	
空 路	
水 路	

6 応援の期間

(自) 年 月 日 ~ (至) 年 月 日

災害時における相互応援に関する協定

沖縄市と東海市は、災害時における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、両市のいずれかにおいて、地震、津波等による災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、両市の間で、迅速かつ円滑な相互応援を図るため、必要な事項について定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 応急処置を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
- (2) 食糧、飲料水等の生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供及び斡旋
- (3) 被災者の救出、医療及び防疫並びに施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供及び斡旋
- (4) 災害応急活動に必要な職員等（以下「応援職員等」という。）の派遣
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請等)

第3条 被災した市（以下「被災団体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにして、応援を行う市（以下「応援団体」という。）に応援の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 前条第2号及び第3号に掲げるものの品名、数量等
- (3) 応援職員等の職種別人員
- (4) 応援場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要な事項

2 応援要請は、電話、ファクシミリ等により行うものとし、後日、別紙様式による文書を提出するものとする。

3 応援団体は、前項の要請を受けた場合は、速やかに、応援内容等の調整を図り、応援を行う事項について被災団体に連絡するものとする。

(自主応援)

第4条 両市は、いずれかに甚大な被害が発生したと認められる場合において、被災団体と連絡が取れないとき、又は応援要請を待つ時間的余裕がないときは、前条第1項の要請を待たずに、必要な応援を行うことができる。この場合においては、同項の規定に基づく被災団体からの要請があったものとみなす。

(応援経費の負担)

第5条 応援に要した経費は、原則として、被災団体が負担するものとする。ただし、応援職員等の派遣に要する経費の負担については、次に定めるとおりとする。

- (1) 応援職員等に対して支給する旅費及び諸手当については、応援団体の負担とする。
- (2) 応援職員等が、応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に必要な補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき、応援団体が行う。
- (3) 応援職員等が、業務上第三者に損害を与えた場合において、損害が応援業務の従事中において生じたものについては被災団体が、被災団体への往復の途中において生じたものについては応援団体が、それぞれ賠償する。

(4) 前各号に定めるもののほか、応援職員等の派遣に要する経費については、被災団体及び応援団体が協議して定める。

2 被災団体は、経費を支弁する時間的余裕がない場合は、応援団体に当該経費の一時繰替支弁を求めることができる。

(経費の支払方法)

第6条 応援団体が、前条第2項の規定により、応援に要した経費を繰替支弁した場合は、次に定めるところにより算出した額を、被災団体に請求するものとする。

(1) 備蓄物資については、提供した物資の時価評価額及び輸送費

(2) 調達物資については、当該物資の購入費及び輸送費

(3) 資機材については、借上料、燃料費、購入費及び輸送費

(4) 第3条第1項第6号に規定するものについては、その実際に要した額

2 前項に規定する請求は、応援団体の長による請求書（関係書類を添付）により、被災団体の長に請求するものとする。

3 前2項により難しいときは、被災団体及び応援団体が協議して定めるものとする。

(経費負担の協議)

第7条 第5条第2項の規定にかかわらず、被災団体の被災状況等を勘案し、特別の事情があるときは、応援に要した経費の負担について、被災団体と応援団体との間で協議することができる。

(連絡担当課)

第8条 両市の相互応援に関する連絡担当課は、防災施策の担当課としてあらかじめ定めておくものとし、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するものとする。

(情報等の交換)

第9条 両市は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要に応じて、情報や資料を相互に交換するものとする。

(訓練等)

第10条 両市は、この協定に基づく相互応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適宜実施するものとする。

(協定等の見直し)

第11条 この協定は、必要に応じて見直すことができる。

(疑義)

第12条 この協定の実施について、疑義が生じたときは、その都度両市が協議して決定するものとする。

この協定を証するため、本協定書2通を作成し、両市が署名押印し、各1通を保有する。

平成20年11月7日

沖縄県沖縄市 市長 東 門 美 津 子

愛知県東海市 市長 鈴 木 淳 雄

災害時における相互応援に関する協定書

愛知県東海市と神奈川県海老名市は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第8条第2項第12号の規定に基づき、災害時における相互応援に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、愛知県東海市又は神奈川県海老名市のいずれかの地域に係る災害が発生した場合において、法第67条第1項の規定に基づき、応急措置を実施するための相互応援を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 救助、応急復旧等に必要な職員その他人員（以下「職員等」という。）の派遣
- (2) 車両等の提供
- (3) 食糧、飲料水、生活必需品等の提供及びその供給に必要な資機材の提供
- (4) 被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供
- (5) ボランティアのあっ旋
- (6) 被災者の一時収容のための施設の提供
- (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応援要請の手続）

第3条 被災した市（以下「被災団体」という。）は、応援をする市（以下「応援団体」という。）に応援の要請をする場合は、次の事項を明らかにして、電話等により要請するとともに、速やかに文書をもってその内容を通知するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる職員等の派遣内容
- (3) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
- (4) 応援の要請期間
- (5) 応援の場所及び経路
- (6) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（連絡窓口）

第4条 愛知県東海市及び神奈川県海老名市は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（応援の自主出動）

第5条 応援団体は、災害が発生し、被災団体から応援の要請がない場合であっても、収集した情報等から応援が必要と認めたときは、自主的に出動できるものとする。

- 2 応援団体は、自主的に出動した場合は、被災状況等の情報を収集し、当該情報に基づき、必要な応援を行うものとする。なお、被災団体と連絡が取れたときは、当該情報及び応援内容を連絡するものとする。

（派遣職員等の行動）

第6条 応援のために派遣された職員等は、災害応急対策の実施については、法第67条第2項の規定に基づき、被災団体の長の指揮の下に行動するものとする。ただし、前条に規定する応援の自主出動については、この限りでない。

（応援経費の負担）

第7条 応援に要した費用は、被災団体の負担とする。

- 2 応援団体は、被災団体が前項に規定する経費を支弁する時間的余裕がなく、かつ、被災団体から要請があった場合は、当該経費を一時的に立替支弁するものとする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、被災団体の被災状況等を勘案し、特段の事情が認められるとき及び第5条に規定する自主的に応援を行ったときに要した経費の負担については、被災団体及び応援団体で協議の上、決定するものとする。

(災害補償等)

第8条 応急措置を実施するための応援に従事した職員等がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合は、その職員等又はその遺族若しくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害については、被災団体が責任をもって補償するものとする。

- 2 応急措置を実施するための応援に従事した職員等が業務上第三者に損害を与えた場合においては、被災団体がその賠償の責めを負うものとする。ただし、応援団体が被災団体への往復途上に生じた損害を除く。

(協議事項)

第9条 この協定内容に関し疑義が生じたときは、両市協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じ、平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の1か月前までに両市とも書面による異議申し立てのない場合は、本協定は同一条件にて1年間自動的に更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、署名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年11月5日

愛知県東海市 市長 鈴木 淳 雄

神奈川県海老名市 市長 内 野 優

災害時における相互応援に関する協定

嚶鳴協議会に加入する自治体のうち、災害時における相互応援に賛同する自治体（以下「協定自治体」という。）は、協定自治体の区域内において災害が発生し、被害を受けた協定自治体（以下「被災自治体」という。）が独自では十分な応急対策及び復旧対策が実施できない場合に、相互に協力し、それぞれの実情に合わせた応援を行うことについて、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第1条 応援の種類については、次のとおりとする。

- (1) 食料、飲料水その他の生活必需品の供給及びその供給に必要な機材の提供
- (2) 救助活動及び応急復旧に必要な車両等の提供
- (3) 医療、防疫等に必要な医薬品等の提供
- (4) 救援活動及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者を一時受け入れるために必要な施設の提供
- (6) 災害ボランティアのあっせん
- (7) 地元企業、団体等への被災地支援の協力要請
- (8) 前各号に定めるもののほか、特に必要と認める事項

（応援の実施）

第2条 協定自治体は、被災自治体の被害状況を収集し、及び情報交換し、必要な応援を可能な範囲で実施するものとする。

（応援経費の負担）

第3条 応援に要する経費は、別に定めるところにより負担するものとする。

（連絡担当課）

第4条 協定自治体は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当課を定めるものとする。

- 2 連絡担当課は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、協定自治体に災害が発生したときは、速やかに情報収集に努めるものとする。

（加入及び脱退）

第5条 協定自治体で構成する協定締結団体（以下「協定締結団体」という。）に新たに加入しようとする自治体又は協定締結団体から脱退しようとする自治体は、本協定の運用に係る事務を統括する自治体（以下「統括自治体」という。）に対して、書面によりその旨を申し出るものとする。

- 2 協定締結団体への加入又は協定締結団体からの脱退については、統括自治体が前項に定める書面の受理をもって成立するものとする。

（その他）

第6条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定自治体が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、関係者記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年6月4日

協定自治体（50音順）

岐阜県恵那市

市長 可知 義明

岐阜県大野町

町長 宇佐美 晃三

沖縄県沖縄市

市長 東 門 美津子

神奈川県小田原市

市長 加 藤 憲一

岩手県釜石市

市長 野 田 武則

長野県木曾町

町長 田 中 勝巳

佐賀県多久市

市長 横 尾 俊彦

愛知県東海市

市長 鈴 木 淳雄

兵庫県養父市

市長 広 瀬 栄

令和2年6月5日 追加

山形県米沢市

市長 中 川 勝

令和3年7月2日 追加

宮崎県高鍋町

町長 黒 木 敏之

令和4年2月17日 脱退

大分県竹田市

市長 土 居 昌弘

令和4年2月28日 脱退

愛知県田原市

市長 山 下 政良

令和6年2月28日 脱退

大分県日田市

市長 原 田 啓介

災害時における相互応援に関する協定実施細目

(趣旨)

第1条 この実施細目は、平成25年6月4日付けで、協定自治体間で締結した災害時における相互応援に関する協定（以下「協定」という。）に基づき、協定の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(応援経費の負担)

第2条 協定第1条各号に掲げる応援に要する経費は、原則、応援を行う自治体が負担するものとする。
ただし、派遣職員が応援業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては、応援を受ける自治体が負担するものとする。

(連絡担当課)

第3条 協定自治体は、協定第4条に定める連絡担当課の名称及び電話番号、担当責任者の職氏名その他連絡に必要な事項をあらかじめ相互に連絡するものとする。

(ブロック体制)

第4条 被害状況及び必要な応援に関する情報を効率的かつ効果的に収集するため、地域的なブロック応援体制を整備する。

2 ブロック応援体制は、別表のとおりとし、大規模な災害により1次グループ内の協定自治体が全て被災した場合は、その1次グループが属する2次グループの協定自治体が情報収集等を行うものとする。

(統括自治体)

第5条 協定の運用に係る事務は、統括自治体において処理する。

2 統括自治体は、当該年度の嚶鳴協議会会長自治体がこれに当たるものとする。ただし、嚶鳴協議会会長自治体が協定自治体でない場合は、前年度統括自治体がこれに当たるものとする。

(統括自治体の所掌事務)

第6条 統括自治体は、協定の円滑な運用に資するため、次の事務を行う。

(1) 協定第4条第1項に定める連絡担当課の名簿調製

(2) 協定第6条の定めにより協定自治体が協議する必要がある場合における会議の開催等の庶務に関する事務

(3) 協定自治体間の情報連絡

(統括自治体の代行)

第7条 統括自治体が被災等によりその事務を遂行できない場合は、統括自治体が属する2次グループの協定自治体が協力し、その事務を代行するものとする。

(その他)

第8条 この実施細目により難しい事項及びこの実施細目に定めのない事項は、統括自治体が定めるものとする。

附 則

この実施細目は、平成25年6月4日から適用する。

附 則

この実施細目は、平成28年4月1日から適用する。

附 則

1 この実施細目は、令和2年6月5日から適用する。

2 第5条の規定に基づき、山形県米沢市より提出された加入申出について、令和2年6月5日をもって承諾します。

附 則

1 この実施細目は、令和3年7月2日から適用する。

2 第5条の規定に基づき、宮崎県高鍋市より提出された加入申出について、令和3年7月2日をもって承諾します。

附 則

- 1 この実施細目は、令和4年2月17日から適用する。
- 2 第5条の規定に基づき、大分県竹田市より提出された脱退申出について、令和4年2月17日をもって承諾します。

附 則

- 1 この実施細目は、令和4年2月28日から適用する。
- 2 第5条の規定に基づき、愛知県田原市より提出された脱退申出について、令和4年2月28日をもって承諾します。

附 則

- 1 この実施細目は、令和6年2月28日から適用する。
- 2 第5条の規定に基づき、大分県日田市より提出された脱退申出について、令和6年1月31日をもって承諾します。

別 表（第4条関係）

1次グループ	2次グループ
米 沢 市	米 沢 市 釜 石 市 小 田 原 市
釜 石 市	
小 田 原 市	
木 曽 町	木 曽 町 恵 那 市 大 野 町
恵 那 市	
大 野 町	
東 海 市	東 海 市 養 父 市
養 父 市	
多 久 市	多 久 市 高 鍋 町 沖 縄 市
高 鍋 町	
沖 縄 市	

知多地域災害時相互応援協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第5条の2の規定に基づき、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町及び武豊町（以下「協定市町」という。）の区域において、災害が発生した場合における相互応援について必要な事項を定めるものとする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 食糧、飲料水及び生活必需品並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
- (2) 救援及び救助活動に必要な車両、資機材等の提供
- (3) 被災者の救出、医療、防疫その他応急復旧等に必要な物資又は資機材の提供
- (4) 救援、救助活動及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (5) 被災者の受入れ
- (6) 前各号に掲げるもののほか、被災した協定市町から要請があった事項

(応援要請の手続)

第3条 応援を要請する市町（以下「要請市町」という。）は、次の事項を明らかにして、第8条第1項に定める連絡担当部局に対して、電話電信等により要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号から第3号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資、車両及び資機材の種類、品名、数量等
- (3) 前条第4号に掲げる応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容
- (4) 前条第5号に掲げる応援を要請する場合にあっては、世帯数及び人数
- (5) 応援場所及び応援場所への経路
- (6) 応援期間
- (7) その他必要な事項

(応援の実施)

第4条 応援を要請された市町（以下「応援市町」という。）は、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、可能な限りこれに応じるよう努めるものとする。

2 通信の途絶等により被災市町との連絡がとれない場合は、当該被災市町以外の協定市町が連絡調整し、当該被災市町に対し応援を行うことができる。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、要請市町の長の指揮の下に活動するものとする。

(経費の負担)

第6条 応援に要した経費は、原則として要請市町の負担とする。

2 応援市町は、要請市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、要請市町から要請があった場合は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、経費負担等に関し必要な事項は、その都度協議して定めるものとする。

(損害賠償等)

第7条 応援に従事した職員が、その活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又はその活動による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がい者となった場合は、本人又はその遺族に対する補償は、応援市町が対応するものとする。

2 応援に従事した職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が要請市町と応援市町との往復途中に生じたものを除き、要請市町がその賠償の責めを負うものとする。

(連絡担当部局)

第8条 相互応援のための窓口（以下「連絡担当部局」という。）は、協定市町の防災担当主管課とする。

2 連絡担当部局は、大規模災害時に備えて連絡を円滑に行うため、常に担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

3 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(他の協定との関係)

第9条 この協定は、協定市町が既に締結している協定及び個別に締結する災害時の相互応援に関する協定を妨げるものではない。

(その他)

第10条 この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市町が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書10通を作成し、協定市町が記名押印の上、各1通を保有する。

平成27年3月26日

半田市長	榊 原 純 夫
常滑市長	片 岡 憲 彦
東海市長	鈴 木 淳 雄
大府市長	久 野 孝 保
知多市長	宮 島 壽 男
阿久比町長	竹 内 啓 二
東浦町長	神 谷 明 彦
武豊町長	舩 山 芳 輝
美浜町長	山 下 治 夫
南知多町長	石 黒 和 彦

愛知県内広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、愛知県域内（以下「県内」という。）において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

(協定市町等)

第2条 この協定は、県内の消防本部及び消防署をおいている市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「協定市町等」という。）相互間において締結するものとする。

(対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (4) その他前各号に掲げる災害のほか、火災等の災害又は救急業務を必要とする事故が発生し、応援が必要と判断されるもの

(応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した市町等（以下「要請市町等」という。）の消防機関の長が要請市町等の消防力及び近隣市町等の応援協定による消防力によっては、災害の防御又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の市町等（以下「応援市町等」という。）の消防機関の長に対して行うものとする。ただし、近隣市町等と応援協定を締結していない市町等の境界付近に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故の発生を覚知したときは、当該応援の要請があったものとみなす。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後速やかに別記様式を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資機材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 応援市町等の消防機関の長は、前条の規定により応援要請を受けたときは、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市町等の消防機関の長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町等の消防機関の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 要請市町等における応援隊の指揮は、要請市町等の消防機関の長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

- (1) 機械器具の小破損の修理、燃料、消防職員及び消防団員の手当等に関する経費は、応援市町等の負担とする。
- (2) 機械器具の大破損の修理、応援市町等の消防職員及び消防団員の死傷による災害補償等の重要事項に関する経費は、要請市町等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度、双方協議の上、決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市町等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市町等の消防機関の長が協議して定めるものとする。

(協定市町等の変更に伴う取扱い)

第10条 市町の合併、消防広域化等により協定市町等に変更が生じた場合は、当該変更後に消防を継承した協定市町等については、特段の申し出がない限り、この協定を引き続き締結しているものとして取り扱う。

(疑義の協議)

第11条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、協定市町等が協議の上、決定するものとする。

この協定は、平成15年4月1日から施行する。

平成2年3月12日締結の「愛知県広域消防相互応援協定」は、平成15年3月31日付けをもって廃止する。

この協定の証として本書41通を作成し、各自1通を保管する。

平成15年4月1日

名古屋市長	松原武久	豊橋市長	早川勝
岡崎市長	柴田紘一	一宮市長	谷一夫
瀬戸市長	増岡錦也	春日井市長	鵜飼一郎
豊川市長	中野勝之	津島市長	水谷尚
豊田市長	鈴木公平	西尾市長	本田忠彦
蒲郡市長	金原久雄	犬山市長	石田芳弘
常滑市長	石橋誠晃	江南市長	大池良平
尾西市長	大島晋作	小牧市長	中野直輝
新城市長	山本芳央	東海市長	鈴木淳雄
大府市長	福島努	知多市長	加藤功
尾張旭市長	谷口幸治	岩倉市長	石黒靖明
豊明市長	都築龍治	長久手町長	加藤梅雄
木曽川町長	山口昭雄	蟹江町長	佐藤篤松
幸田町長	近藤徳光	田原町長	白井孝市
渥美町長	山本道雄		
知多中部広域事務組合管理者	半田市長	榊原伊三	
稲沢中島広域事務組合管理者	服部幸道		
衣浦東部広域連合長	永田太三		
西春日井広域事務組合管理者	長瀬保		
海部東部消防組合管理者	条野章		
尾三消防組合管理者	久野知英		
海部南部消防組合管理者	佐野峰夫		
海部西部広域事務組合管理者	鷺野聡明		
丹羽広域事務組合管理者	河田幸男		
幡豆郡消防組合管理者	大河内光行		
知多南部消防組合管理者	齋藤宏一		
あすけ地域消防組合管理者	太田雅清		

知多地域消防相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、阿久比町、東浦町、南知多町、美浜町、武豊町、知多中部広域事務組合及び知多南部消防組合（以下「協定市町等」という。）は、消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、協定市町等の区域において消防業務、救急業務又は救助業務を必要とする災害（以下「災害等」という。）が発生した場合に、協定市町等が相互に応援協力して、その応急対策活動の万全を期することを目的とする。

（応援の種別）

第2条 前条の規定による相互応援の種別は、次のとおりとする。

（1）普通応援

（2）特別応援

2 普通応援とは、協定市町等の区域内において当該市町等の近隣地域に災害等が発生したと認めた場合に、自動的に出動する応援をいう。

3 特別応援とは、災害発生地の市町等の長からの応援要請に基づいて出動する応援をいう。

（応援の要請）

第3条 協定市町等の長は、災害等が発生し応援を要請しようとするときは、次の事項を明らかにして協定市町等の長に要請するものとする。

なお、応援の要請をした場合には、後日すみやかに要請に係る事項を記載した文書を、応援した市町等の長に提出するものとする。

（1）災害等発生場所及び応援場所

（2）災害等の状況

（3）応援要請人員、機械器具、資材等の数量

（4）その他必要事項

（応援消防力の範囲）

第4条 前条の要請により派遣する消防力は、応援市町等において支障の生じない範囲内で行うものとする。

（応援隊の指揮）

第5条 応援隊の指揮は、原則として受援市町等の現場最高指揮者が行う。

（報告）

第6条 応援隊の長は、現場に到着したときは、その旨を現場を引き揚げるときはその行った応援活動等の状況を、現場最高指揮者に報告しなければならない。

（経費の負担）

第7条 応援隊の派遣に伴う経費の負担は、次の区分によるものとする。

（1）応援出動に要する経費は、応援を受けた市町等の負担とする。

ただし、消防機械器具（救急及び救助機械器具を含む。以下同じ。）の故障の修理費、燃料費、消防職団員の手当等の通常経費は応援隊の所属する市町等の負担とする。

（2）応援出動に伴う消防機械器具の重大な破損による修理費、建物、工作物、一般人等の損害に対する補償費又は賠償費、消防職団員の公務災害補償費及び消防賞じゅつ金、その他これらに類する経費の負担については、そのつど関係市町等の長が協議して定める。

（雑則）

第8条 この協定の運用について疑義を生じたときは、そのつど協定市町等の長が協議して定める。

附 則

この協定は昭和51年1月1日から実施する。

附 則

この協定は昭和54年4月1日から実施する。

附 則

この協定は平成18年12月1日から実施する。

上記の協定の成立を証するため、この協定書を作成し記名押印のうえ、協定市町等各1通保管する。

平成18年12月1日

半田市長 榊 原 伊 三

常滑市長 石 橋 誠 晃

東海市長 鈴 木 淳 雄

大府市長 久 野 孝 保

知多市長 加 藤 功

阿久比町長 竹 内 啓 二

東浦町長 井 村 徳 光

武豊町長 舩 山 芳 輝

南知多町長 森 下 利 久

美浜町長 齋 藤 宏 一

知多中部広域事務組合 管理者 榊 原 伊 三

知多南部消防組合 管理者 森 下 利 久

知多地域消防相互応援協定に基づく東海市 及び知多市の境界付近の応援に関する覚書

第1条 この覚書は、東海市及び知多市（以下「両市」という。）が知多地域消防相互応援協定第2条第2項で定める普通応援の規定を基に、両市の指定する地域で発生した建物火災について、相互応援が円滑に運用するために必要な事項を定めるものとする。

第2条 両市の消防本部は、別表で定める地域の建物火災を覚知したときは、それぞれ相手側に通報するものとする。

第3条 前条の通報を受けた消防本部は、特別の理由がない限り、応援する消防隊（以下「応援消防隊」という。）を派遣するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、応援消防隊を派遣できないときは、相手側にその旨を通報するものとする。

第4条 この覚書に定める応援の要領は、別に定めるものとする。

第5条 この覚書に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度両市の消防長が協議して定めるものとする。

附 則

この覚書は、令和元年（2019年）7月1日から施行する。

この覚書の成立を証するため、この覚書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

令和元年（2019年）5月15日

東海市消防長 富 永 直 弘

知多市消防長 山 岸 博 幸

別表

(1) 東海市が知多市に通報する建物火災に係る地域

東海市	高横須賀町	一丁目、二丁目、戊亥屋敷、北屋敷、公家、米屋、真光寺、浅間、辰巳屋敷、土居之内、西ノ丁、西屋敷、東屋敷、前畑、南屋敷、藪下、横狐塚
	横須賀町	一ノ割、植松、狐塚、三ノ割、二ノ割、浜屋敷、南狐塚、四ノ割
	養父町	一丁目、二丁目、三丁目、大木之本、苅宿、北反田、北堀畑、里中、島ノ内、釈迦御堂、城之内、浅間前、西川向、墓下、八王子、八ヶ池、浜脇、東川向、南堀畑、宮山、元藪下、諸之木、横枕、漁脇
	加木屋町	一丁目、二丁目、愛敬、泡池、石塚、大清水、大堀、柿畑、鎌吉良根、唐山、北鹿持、北平井、栗見坂、小清水、小家ノ脇、高見、陀々法師、寺ノ前、冬至池、留木、仲新田、中平地、西平子、東大堀、東島田、東平井、平子、丸根、三ツ池、南鹿持、南平井、論田

(2) 知多市が東海市に通報する建物火災に係る地域

知多市	八幡	荒井、荒古前、荒古後、池下、岩ノ脇、大平地、苅宿、勘右エ門沢、観音脇、儀七山、北廻間、北屋敷、蔵池、笹廻間、里之前、沢、三反田、汐海道、下内橋、樹木、成就、新道、杉山、宗作、曾山、高根、竹後、種池、茶原下、月山、筒岡、中島、鍋山、西大清水、西前田、西水代、根崎、半田道、東大清水、東大平地、東前田、東水代、左り脇、平井、平野、普ヶ脇、細見、堀切、堀之内、前田、丸根、南大平地、深山口、向長曾、森之前
	寺本新町	1丁目、2丁目
	清水が丘	1丁目、2丁目
	寺本台	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目
	平野	1丁目、2丁目、3丁目
	八幡新町	1丁目、2丁目、3丁目
	西巽が丘	1丁目、2丁目、3丁目
	南巽が丘	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目
	巽が丘	1丁目、2丁目、3丁目、4丁目
	原	1丁目、2丁目

別図参照

名古屋市と東海市の「消防相互応援協定」

消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条第2項の規定に基づき、名古屋市(以下「甲」という。)と東海市(以下「乙」という。)は、消防に関する相互応援について次のとおり協定する。

第1条 甲及び乙の消防長は、甲又は乙の区域内に火災等の災害又は救急業務を必要とする事故(以下「災害等」という。)が発生し、相手側から応援の要請があった場合は、特別の理由がない限り、その要請に応じて消防隊又は救急隊(以下「消防隊等」という。)を派遣するものとする。ただし、甲又は乙の消防機関が、火災報知専用電話等により、甲と乙の境界付近に災害等の発生を覚知したときは、応援の要請があったものとみなし、消防隊等を1隊派遣するものとする。

2 前項の派遣によってもなお、災害等に対処できない場合は、愛知県下広域消防相互応援協定の定めるところによる。

第2条 この協定に基づき応援のため出動した消防隊等は、応援を受ける側の消防長の指揮下に行動するものとする。

第3条 応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。

(1) 応援のための出動による消防機械器具(救急車及び救急器具を含む。以下同じ。)の故障の修理費、燃料費、消防隊員又は救急隊員(以下「消防隊員等」という。)の手当等の通常経費は、応援をする側の負担とする。ただし、応援が長時間にわたる場合の現地における燃料の補給、消防隊員等の給食等に要する経費については、応援を受ける側の負担とする。

(2) 応援のための出動による消防機械器具の重大な破損の修理費、建物、施設、一般人等の損害に対する賠償費、消防隊員等の公務災害補償費その他これらに類する経費の負担については、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

第4条 この協定に基づく応援を円滑に実施するため、甲及び乙の消防長は、毎年4月1日現在の消防力の現況その他の必要な情報を相互に交換するものとする。

第5条 この協定に定めのない事項又は、この協定の運用について疑義が生じたときは、そのつど甲乙双方が協議して定めるものとする。

2 この協定の実施に係る細目的事項については、甲及び乙の消防長が協議して定めるものとする。

第6条 この協定の有効期間は、平成6年6月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

— — — — — (改ページ) — — — — —

一部を改正する協定

1 本文中、「第21条第2項」を「第39条第2項」に改める。

2 この協定は、平成18年11月1日から効力を生じる。

平成18年11月1日

名古屋市 代表者 名古屋市長 松原武久

東海市 代表者 東海市長 鈴木淳雄

名古屋海上保安部と東海市との業務協定

名古屋港における名古屋海上保安部と東海市消防本部のそれぞれの消防業務を、協力して円滑かつ能率的に行うため、名古屋海上保安部長（以下「甲」という。）と東海市消防長（以下「乙」という。）は、次のとおり協定する。

（協定区域）

第1条 この協定となる区域（以下「協定区域」という。）は東海市地先海面とする。

（消火活動）

第2条 協定区域内における消火活動は、次の区分により行うものとする。

- （1）ふ頭又は岸壁にけい留された船舶の火災及び上架入渠中船舶の火災並びに河川（河川の範囲は、それぞれの第1の橋の川上をいう。）における船舶等の火災は乙の担任とし、甲はこれに協力する。
- （2）前号以外の火災は甲の担任とし、乙はこれに協力する。

（火災の通報）

第3条 甲又は乙は、協定区域内において火災が発生し、又は発生するおそれのあることを知ったときは、直ちにその旨を相手方に通報するものとする。

（火災原因及び損害の調査）

第4条 協定区域内の火災の原因並びに火災及び消火により受けた損害の調査に関しては、原則として第2条第1号に係るものについては乙が、同条第2号に係るものについては甲がそれぞれ行うものとし、特に必要がある場合は甲乙双方が協議して行うものとする。

（重要事項等の通報）

第5条 甲は、引火性又は発火性の危険物を多量に積載した船舶の入港その他消防上重要な事項を知った場合において、特に必要があると認めるときは、その都度その旨を乙に通報するものとする。

第6条 甲又は乙は、この協定における消防業務を単独に処理した場合は、事後すみやかにそのてん末を相手方に通報するものとする。

第7条 甲及び乙は、大規模な消火活動に備えて、これを効果的に実施するため、次の事項について相互に連絡し、調整を図るものとする。

- （1）消火活動要領の研究及び訓練の実施
- （2）必要器材、器具等の整備計画及びその推進状況
- （3）化学消火剤の備蓄状況
- （4）その他必要と認める事項

（経費の負担）

第8条 協定区域における火災の消火活動に要した経費は、出勤した機関がそれぞれ負担するものとする。

ただし、特に多額の経費の負担は、その都度両者が協議して定めるものとする。

（細目及び疑義の処理）

第9条 この協議に定めるもののほか、この協定の実施について必要な事項又はこの協定の実施に際し疑義を生じた事項は、甲乙双方が協議して定めるものとする。

（その他）

第10条 この協定は、東海市に消防艇が配属されるまでの暫定協定とする。

第11条 この協定は、締結の日から効力を生ずる。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、双方記名押印のうえ1通ずつ保管する。

昭和45年5月1日

名古屋海上保安部長

東海市消防長

中部国際空港消防相互応援協定

名古屋市、東海市、大府市、知多市、知多中部広域事務組合、知多南部消防組合及び常滑市(以下「協定市組合」という。))は、協定市組合の管轄内(以下「協定管内」という。))における航空機災害の消火救難活動に関する相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、協定管内における航空機に関する災害又は災害発生のおそれのある事態(以下「緊急事態」という。))に際し、相互に緊密な協力のもとに消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(応援要請)

第2条 この協定に基づく応援要請は、緊急事態が発生した協定市組合(以下「要請市組合」という。))の消防長が、自己の消防力によっては消火救難活動が著しく困難であると認める場合に、他の協定市組合(以下「応援市組合」という。))の消防長に対し応援を求めることができるものとする。

2 前項の規定により応援要請を行うときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話その他の迅速な連絡方法により行い、事後において速やかに文書で提出するものとする。

- (1) 緊急事態の発生日時及び場所
- (2) 緊急事態の種類及び被害の状況
- (3) 航空機の機種及び搭乗人員
- (4) 応援を要する人員、車両、資器材等の種別及び数量
- (5) 応援隊の到着すべき場所
- (6) その他必要な事項

(応援及びその種類)

第3条 応援市組合の消防長は、前条の規定により応援要請があったときは、業務に重大な支障のない限り応援を行うものとする。

2 前項の応援の種類は、次のとおりとする。

- (1) 火災防ぎよのための消防隊の派遣
- (2) 救助隊及び救急隊の派遣
- (3) その他必要な事項

(応援隊の指揮)

第4条 応援隊の指揮は、要請市組合の現場指揮本部長が執るものとする。

2 現場指揮本部長は、応援隊の長に対して指揮するものとする。ただし、いとまのないときは、直接隊員に命令することができる。

(費用の負担)

第5条 応援に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

- (1) 機械器具の小破損に伴う修理費、応援のために要した経常的な経費については、応援市組合の負担とする。
- (2) 要請市組合の指揮下における活動中に発生した機械器具の大破損に伴う修理費、建物、工作物、一般人等の損害に対する補償費及び賠償費、職員の公務災害補償費、消防賞じゅつ金その他これらに類する経費の負担については、その都度関係市組合が協議して定めるものとする。

2 経費負担について疑義を生じたときは、その都度双方協議の上決定するものとする。

(計画の立案及び訓練)

第6条 協定市組合は、緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、訓練を実施するものとする。

(資料の交換)

第7条 協定市組合は、相互の消防機器及び人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(実施細目)

第8条 この協定に定めるもののほか、協定の円滑な実施に関し必要な事項は、協定市組合が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第9条 この協定について疑義を生じたときは、その都度協定市組合が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成16年9月30日から施行する。

附 則

この協定は、平成25年7月1日から施行する。

この協定の成立を証するため、本協定書7通を作成し、それぞれが記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年6月27日

名古屋市	代表者	名古屋市長	河村 たかし
東海市	代表者	東海市長	鈴木 淳 雄
大府市	代表者	大府市長	久野 孝 保
知多市	代表者	知多市長	加藤 功
常滑市	代表者	常滑市長	片岡 憲 彦
知多中部広域事務組合	代表者	半田市長	榊原 純 夫
知多南部消防組合	代表者		
知多南部消防組合	管理者	山下 治 夫	

— — — — — (改 ページ) — — — — —

中部国際空港消防相互応援協定に基づく覚書の変更に関する覚書

平成16年9月30日付けで成立した中部国際空港消防相互応援協定に基づく覚書の一部を次のように変更する。

第3条に次の1項を加える。

2 応援体制の出場基準については、次のとおりとする。

- (1) 第1次応援体制は、乗客乗員10人程度のヘリコプターを含む小型機及び100人程度の中型機による災害が発生した場合とする。
- (2) 第2次応援体制は、200人程度の中型機及び200人以上の大型機による災害が発生した場合とする。
- (3) 最大応援体制は、応援市組合が応援可能とする最大隊数とする。

この覚書の成立を証するため、本覚書7通を作成し、それぞれ記名押印の上各1通を保有する。

平成25年6月27日

名古屋市消防長	野田 和 義
東海市消防長	石濱 克 敏
大府市消防長	相羽 輝 二
知多市消防長	矢田 浩 樹
常滑市消防長	石川 忠 彦
知多中部広域事務組合消防長	若子 定 生
知多南部消防組合消防長	寺澤 和 裕

愛知県における航空機を用いた市町村等の消防支援協定

(目的)

第1条 この協定は、愛知県内の市町村、消防事務に関する一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、消防組織法（昭和22年法律第226号）第30条第1項に基づく愛知県による航空機を用いた消防の支援（以下「航空消防の支援」という。）を求めることに關し必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

第2条 本協定に基づき市町村等が航空消防の支援を求めることができる区域は、前条の市町村等の区域とする。

(支援要請)

第3条 この協定に基づく支援要請は、災害が発生した市町村等の長が、次の各号のいずれかに該当し、航空機を用いた活動が必要と判断した場合に行うものとする。

- (1) 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- (2) 市町村等の単独の消防力によっては防御が著しく困難な場合
- (3) その他救急救助活動等において航空機を用いた活動が最も有効な場合

2 前項の支援要請は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、愛知県が委託した航空消防の支援に関する事務を受託する名古屋市に対して行う。

3 前2項のほか、支援要請のために必要な事項等は、名古屋市が別に定めるところによる。

(経費)

第4条 この協定に基づく支援に要する経費は、愛知県が負担するものとする。

(その他)

第5条 この協定書に定めのない事項は、愛知県及び市町村等が協議して定めるものとする。

附 則

この協定書は、令和4年4月1日から適用する。

平成19年8月1日締結の「愛知県防災ヘリコプター支援協定」は令和4年4月1日をもって廃止する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、各自それぞれ1通を保管する。

令和4年4月1日

愛知県知事 大 村 秀 章

東海市長 花 田 勝 重

東海市消防本部と東海市臨海工業地帯保安連絡協議会との防災協定書

東海市消防本部（以下「消防本部」という。）と東海市臨海工業地帯保安連絡協議会（以下「協議会」という。）とは、消防・防災に関する活動について次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は災害発生の際、消防本部に協力し災害の早期防止を図ることを目的とする。

（協力活動の範囲）

第2条 本協定による協力活動の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 防護資材の提供
- (2) 応援活動
- (3) 教育訓練
- (4) その他応急対策等

（防護資材の提供）

第3条 災害が発生し、消防本部から防護資材（化学消火剤・オイルフェンス・油処理剤等）の提供を要請された場合には、協議会長はただちにその保有する防護資材を提供するものとする。

2 防護資材を大量に提供する必要が生じた場合、若しくは他地区の災害に際して提供を要請された場合は、協議会長は加盟会社と協議のうえこれを提供するものとする。

（応援活動）

第4条 消防本部から応援出動を要請された協議会長は、ただちに加盟会社に連絡する。要請を受けた事業主は自衛消防隊若しくは人員による応援出動を行うとともに消防本部の指揮の下に活動するものとする。

（教育訓練）

第5条 消防本部から本協定の目的達成に必要な各種教育訓練の実施並びに参加の要請があった場合には、加盟会社は協議会長の指示により積極的に協力するものとする。

（経費の負担）

第6条 応援活動に要した消火資材については、消防本部が負担するものとする。

（人身事故）

第7条 消防本部の要請による応援出動中に発生した協議会加盟会社従業員の人身事故については、東海市消防団員等公務災害補償条例、若しくは労働者災害補償保険法の適用をうけるものとし、消防本部は関係者（協議会長・事業主・本人・本人の家族など）と十分協議のうえ補償するものとする。

（その他）

第8条 本協定に関連して疑義が生じたとき、又は前各条以外の問題が生じたときは、すみやかに消防本部と協議会が協議のうえ円満解決を図るものとする。

（協定書の寄託）

第9条 この協定は、消防長並びに協議会長が署名捺印のうえ、各1通保有するものとする。

附 則

この協定は、昭和48年5月1日から施行する。

昭和48年4月30日

東海市消防長

東海市臨海工業地帯 保安連絡協議会長

東海市消防本部と東邦瓦斯株式会社との 都市ガス災害対策に関する業務協約

東海市消防本部管内における都市ガスの漏えいにより起因する火災及び爆発等の事故（以下「災害」という。）を未然に防止するとともに、災害が発生した際これを早期に鎮圧し、被害を最小限度に防止するため、東海市消防本部（以下「消防本部」という。）と東邦瓦斯株式会社（以下「東邦ガス」という。）は次のとおり協約する。

（対象物）

第1条 この協約に基づき消防本部及び東邦ガスが対象とする施設は、次に掲げるものとする。

- （1）消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条の2によりガス漏れ火災警報設備の設置を必要とする防火対象物
- （2）その他必要と認める防火対象物

（災害防止活動）

第2条 災害を未然に防止するための実施事項は、次のとおりとする。

- （1）消防本部及び東邦ガスは、災害の防止上必要な情報交換又は所要事項を協議するため、連絡会議を開催するものとする。
- （2）東邦ガスは、前条に掲げる対象物の定期点検を実施する場合、あらかじめ消防本部に実施計画を連絡するとともに、消防本部が実施する火災予防査察に協力するよう努めるものとする。
- （3）消防本部及び東邦ガスは、災害の防止及び消防活動上必要と認める資料を相互に交換するものとする。
- （4）消防本部及び東邦ガスは、それぞれの職員及び防火対象物関係者に対して災害の防止及び消防活動上必要な教育訓練を実施するものとする。

（災害防御活動）

第3条 災害を防ぎよするための実施事項は、次のとおりとする。

- （1）消防本部及び東邦ガスは、災害の発生又は発生のおそれのある事態を覚知したときは、相互にすみやかな連絡通報を行うものとする。
- （2）東邦ガスは、災害発生時における緊急出動体制及び応急活動体制を確立し、あらかじめその計画を消防本部に通知しておくものとする。
- （3）災害現場におけるガスの遮断は、東邦ガスが実施するものとする。ただし、消防本部が東邦ガスに先行して災害現場へ到着し、大規模な災害の発生が予測される場合等においては、消防本部がガスの遮断措置を実施することができるものとする。
- （4）消防本部又は、東邦ガスが前号の規定に基づいてガスの遮断措置を実施した場合は、すみやかに相互に連絡するものとする。
- （5）ガスの遮断措置後における復旧作業は、東邦ガスが実施するものとする。
- （6）東邦ガスは、消防本部が設置する現場指揮本部と緊密な連携を保つとともに、関係情報の報告、消防活動に関する技術的な協力その他の活動を実施するものとする。

（協議）

第4条 この協約の運用に係る細目的事項については、必要の都度、消防本部消防長及び東邦ガス供給管理部長の両者が協議して定めるものとする。

（雑則）

第5条 この協約に定めた事項についても関係法令等の改正によって不必要となる部分にあっては、法令改正の時点をもって効力を失う。

- 2 消防本部及び東邦ガス相互間で締結した平成13年5月1日付け「都市ガス災害対策に関する業務協約」および平成13年5月1日付け「都市ガス災害対策に関する業務協約に基づく協議事項」は、本協約の締結日をもって効力を失う。

この協約の成立を証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成14月11月1日

東海市消防本部 消防長 井上正幸

東邦瓦斯株式会社 取締役供給管理部長 尾針幸夫

(別表)

第1条 (1)の対象物

名 称	所 在 地	備 考
東海市しあわせ村 保健福祉センター	東海市荒尾町西廻間2-1	052-689-1600
東海市民病院分院	東海市荒尾町丸根1	052-603-2271

第1条 (2)の対象物

名 称	所 在 地	備 考
東海市役所	東海市中心町一丁目1	052-603-2211
東海市民病院	東海市中ノ池3-1-1	0562-33-5500

— — — — — (改ページ) — — — — —

東海市消防本部と東邦瓦斯株式会社との都市ガス
災害対策に関する業務協約に基づく協議事項

東海市消防本部（以下「消防本部」という。）と東邦瓦斯株式会社（以下「東邦ガス」という。）との都市ガス災害対策に関する業務協約（以下「協約」という。）第4条の規定に基づく協議の結果、次のとおり合意する。

- 1 協約第2条(3)に定める災害の防止及び消防活動上必要と認める資料とは、次に掲げる事項が把握できるものをいう。
 - (1) 消防本部及び東邦ガスの災害出動要領
 - (2) 協約第1条に規定する防火対象物のガス導管の敷設状況並びに遮断装置の設置位置及び操作要領
 - (3) 東邦ガスと防火対象物関係者間におけるガスの遮断についての申合せに関する状況
- 2 協約第3条(3)ただし書の規定に基づき、消防本部がガスの遮断措置を実施する場合に備え、東邦ガスは遮断操作に必要な機材を消防本部に供与する。

以上、本合意の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ各1通を保管する。

平成14年11月1日

東海市消防本部 消防長 井上正幸

東邦瓦斯株式会社 取締役供給管理部長 尾針幸夫

災害時等における無人航空機の活用に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と一般社団法人東海ドローン協会（以下「乙」という。）は、無人航空機（以下「ドローン」という。）を活用した活動等への連携・協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙の緊密な相互連携と資源の有効活用により、ドローンを活用した活動等に係る地域ニーズに迅速かつ的確に対応し、もって市民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

（1）防災・災害・事故等の対策及び対応に関すること

（2）地域社会の活性化、市民サービスの向上等に資するものであって、双方が必要と認めること

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を具体的かつ効果的に推進するため、必要に応じて協議を行うものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、第2条に掲げる事項について、災害活動等要請書（様式第1）により乙に対し協力要請を行うものとし、乙は可能な範囲で甲の協力要請に応じるものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話またはその他の方法をもって要請することができるものとし、その後速やかに文書を送付するものとする。

（安全の確保等）

第5条 甲は、前条の要請を受けて協力する乙の構成員の安全確保に対し、十分に配慮するものとする。

2 乙は、前条による甲の要請に基づき行う活動（以下「協力活動」という。）を実施するにあたり、自身の負傷及び第三者への損害が発生しないよう、安全に十分注意するものとする。

（活動報告）

第6条 乙は、協力活動を完了した時は速やかにその実施した支援内容を甲に災害活動等実施報告書（様式第2）で報告するものとする。

（所有権及び著作権の帰属）

第7条 協力活動による成果品（映像・画像等）の所有権、著作権は甲に帰属するものとする。

2 乙は、前項の成果品を甲の許可なく、SNS、インターネット、テレビ放送その他の手段により公開してはならない。

（費用の負担）

第8条 協力活動に対する費用負担等については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

（損害の負担）

第9条 協力活動の実施にともない、第三者及び甲の所有する施設に損害を及ぼした場合、並びに使用する機体等に損害が生じた場合は、乙はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により報告し、その損害について乙が負担するものとする。

ただし、明らかに乙の責に帰さない原因により、第三者及び甲の所有する施設に損害を及ぼした場合、並びに使用する機体等に損害が生じた場合の負担は、甲乙協議の上定めるものとする。

（技術の維持向上）

第10条 乙は、ドローンの運用方法等をマニュアルに定めるとともに、乙の構成員のドローン活用技術の維持向上に努めるものとする。

（法令の遵守）

第11条 乙は、協力活動を実施するにあたり、航空法その他関連する法令を遵守しなければならない。

（守秘義務）

第12条 甲及び乙は、この協定に基づく連携にあたり知り得た事項については、協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、その一切について守秘義務があることを確認する。

ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

（協議）

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（有効期間）

第14条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じたものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名捺印の上各自その1通を保有する。

令和7年（2025年）2月13日

甲 愛知県東海市中央町一丁目1番地 東海市 花田 勝重

乙 愛知県東海市高横須賀町藪下38番地の4
一般社団法人東海ドローン協会 代表理事 蟹江 康

-----（改ページ）-----

様式 第1

第 年 月 日

様

東 海 市 長

災害活動等要請書

このことについて、災害時等における無人航空機の活用に関する協定書第4条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 要請する災害活動等

日 時	年 月 日（ ）午前・午後 時 分
場 所	東海市 町
災害の状況等	
活 動 内 容	
活動に要した人材 及び資機材	

2 その他必要な事項

-----（改ページ）-----

様式 第2

年 月 日

（宛先）東 海 市 長

報告者住所
報告者名

災害活動等実施報告書

このことについて、災害時等における無人航空機の活用に関する協定書第6条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実施した災害活動等

期 間	年 月 日（ ）午前・午後 時 分から 年 月 日（ ）午前・午後 時 分まで
場 所	東海市 町
活 動 内 容	
活動に要した人員 及び資機材	

2 その他必要な事項

災害発生時における重機等の運用等に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害発生時における消防活動に必要な重機等の運用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害発生時における消防活動に際し、甲が乙の協力を得て重機等の運用をし、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（対象業務）

第2条 この協定の定めるところにより甲が乙に対し協力を要請する業務（以下「対象業務」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 重機その他資機材等の運用
- (2) 消防活動に支障となる堆積物等の除去
- (3) その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

第3条 甲は、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し災害活動要請書（様式第1）を提出し、協力要請を行う。ただし、緊急その他やむを得ない事情により災害活動要請書を提出できないときは、電話、口頭等で要請し、その後速やかに災害活動要請書を提出するものとする。

（業務の実施及び報告）

第4条 乙は、前条の規定による要請を受けたときは、直ちに当該要請に係る業務を実施するものとする。
2 乙は、業務を完了したときは、速やかに災害活動実施報告書（様式第2）を甲に対し提出するものとする。

（費用負担）

第5条 対象業務に要する費用は、甲が負担するものとする。
2 前項の費用の額は、災害発生直前における対象業務の適正な価格を踏まえた上で、その都度甲及び乙が協議して定める。

（補償等）

第6条 乙の関係者が対象業務の実施により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（有効期間）

第7条 この協定は、協定を締結した日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続する。

（雑則）

第8条 この協定に定めのない事項については、その都度甲及び乙が協議して定める。

この協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙がそれぞれ署名押印の上各自1通を保有する。

平成27年2月25日

甲 東海市市長 鈴木 淳 雄

乙 一 覧

No.	名 称	代表者	住 所
1	東海市防災活動協力事業者協会	会長 赤堀 健三	東海市加木屋町白拍子 25 番地
2	有限会社知多重機	代表取締役 小島 章裕	東海市名和町砂崎 2 番地
3	株式会社国見重機工業	代表取締役 駒田 茂八	東海市名和町一番割下 20 番地の 1
4	常滑重機有限会社	代表取締役 山田 護	東海市名和町一番割下 14 番地の 1

様式 第1

第 年 月 日

様

東 海 市 長

災 害 活 動 要 請 書

このことについて、災害発生時における重機等の運用等に関する協定書第3条の規定により、下記のとおり要請します。

記

1 要請する災害活動等

日 時	年 月 日 () 午前・午後 時 分
場 所	東海市 町
災害の状況等	
災害に必要な活動内容	
災害活動に必要な人員及び資機材の数量等	

2 その他必要な事項

— (改ページ) —

様式 第2

年 月 日

(宛先) 東 海 市 長

報告者住所
報 告 者 名

災 害 活 動 実 施 報 告 書

このことについて、災害発生時における重機等の運用等に関する協定書第4条の規定により、下記のとおり報告します。

記

1 実施した災害活動等

期 間	年 月 日 () 午前・午後 時 分から 年 月 日 () 午前・午後 時 分まで
場 所	東海市 町
活 動 内 容	
活動に要した人員及び資機材	

2 その他必要な事項

災害発生時等における消防用水の確保に関する協定書

東海市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、災害発生時等における消防用水の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲の行政区域内において地震、津波、火災、風水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、甲が乙に行う消防用水（以下「用水」という。）の供給の協力要請について、適切かつ円滑な運営を期するため、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、災害発生時等において、用水の供給を必要とする事態が発生した場合は、乙に対し、用水の供給の要請を行うことができる。

（業務の実施及び報告）

第3条 乙は、前条の要請を受けた場合は、特別な事由がある場合を除き、通常業務に優先して直ちに当該要請に係る業務（以下「要請業務」という。）を実施するものとする。

2 乙は、要請業務を開始した場合又は完了した場合は、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用負担）

第4条 要請業務に要する費用については、甲が負担するものとする。

2 前項の費用の額は、災害発生時等の直前における当該費用の適正な価格を踏まえ、その都度甲及び乙が協議して定める。

（損害の負担）

第5条 要請業務の実施により第三者に損害が生じた場合は、甲と乙が協議してその処理解決に当たるものとする。

（災害補償）

第6条 要請業務の実施により乙の関係者が死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合は、乙の責任においてその災害補償を行うものとする。

（要請業務の中止）

第7条 乙の関係者は、要請業務の実施が危険と判断した場合は、これを中止することができる。

（訓練の実施）

第8条 要請業務を円滑に実施するため、甲と乙は協議して要請業務に係る訓練を実施するものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては東海市消防署長と、乙においてはその代表者とする。

（有効期限）

第10条 この協定は、締結の日から効力を生じるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

（内容の変更）

第11条 この協定の内容は、双方の協議により、随時変更することができる。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、双方で協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年（2021年）2月18日

甲 東海市中央町一丁目1番地
東海市長 鈴木 淳 雄

乙 別紙一覧

災害発生時における消防用水の確保に関する協定締結先

No.	名 称	代 表 者	住 所
1	株式会社伊藤商店	代表取締役 伊藤 大司	東海市加木屋町白拍子90-2
2	宇部生コンクリート株式会社 名古屋南工場	工場長 榊原 隆弘	東海市新宝町28番地の5

石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、石油基地自治体協議会に加盟する団体（以下「加盟団体」という。）が、その地域においてコンビナート事故、地震その他住民の安全を脅かす危機事象により被災し、被災団体独自では、十分な応急措置ができない場合に、友愛精神及び大規模かつ広域的な災害に対する互いのノウハウに基づき、相互に応援協力し、被災団体への災害対応を行うことを目的とする。

(応援の種類)

第2条 応援の種類は、以下のとおりとする。

- (1) 災害への対応に必要な物資の提供
- (2) 災害への対応に必要な人員の派遣
- (3) 負傷者等の医療機関への受入れ
- (4) 被災者の一時的な受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請があった事項

(応援の単位)

第3条 災害の規模、時間的経過に応じてスムーズな応援を行うため、加盟団体を別表のとおり5つのブロックに分ける。

(応援の要請)

第4条 被災団体は、応援が必要と判断したときは、次に掲げる事項を明らかにし、第9条第1項に定めるブロック幹事団体に応援を要請する。

- (1) 被災の状況
- (2) 第2条第1号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする物資等の種類、数量、搬入場所及び経路等
- (3) 第2条第2号に定める応援を要請する場合は、応援を必要とする人員の職種、人数、期間、活動内容、派遣場所及び経路等
- (4) 第2条第3号に定める応援を要請する場合は、受入れを必要とする人数及び診療科目
- (5) 第2条第4号に定める受入れを要請する場合は、受入れを必要とする人数
- (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

2 前項の要請は、電話、電信等で行い、後日速やかに文書を送付するものとする。

3 ブロック幹事団体は、第1項に定める応援の要請があったときは、応援団体及び応援項目を決定し、被災団体及び代表幹事団体に通知する。

4 前項の場合において、広域被災等によりブロック内で応援ができないとき及びブロック内の応援を実施したにもかかわらず更に応援が必要なときは、ブロック幹事は第9条第1項に定める代表幹事に応援を要請する。

5 代表幹事は、前項に定める応援の要請があったときは、被災団体が所属するブロックの直近のブロック幹事団体に応援を要請する。この場合、直近のブロックが2つある場合は、代表幹事団体とそれぞれのブロック幹事団体が、協議して応援ブロックを決定する。

6 前項の決定による応援の実施にもかかわらず、更に応援が必要なときは、代表幹事団体は全てのブロック幹事団体に応援を要請する。

7 前2項に規定する応援の実施にあたっては、本条第3項の規定を準用する。

(応援の実施)

第5条 応援を要請された団体は、可能な範囲で応援を実施するものとする。

(応援経費の負担)

第6条 応援に要した経費の負担は、原則として応援を要請した団体の負担とするが、被災の状況により応援を実施した団体と応援を受けた団体が協議して定める。

(情報及び資料等の交換)

第7条 加盟団体は、この協定が円滑に行われるよう必要に応じて情報交換及び地域防災計画その他関係資料等の交換を行うものとする。また、各ブロックにおいても同様とする。

(連絡担当部局)

第8条 加盟団体は、あらかじめ相互応援のための連絡担当部局等を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に情報を交換する。

(代表幹事団体等)

第9条 本協定の円滑な遂行のため加盟団体の中から代表幹事団体及び副幹事団体をそれぞれ1団体ずつ選出する。また、第3条に定めるブロックからブロック幹事団体及びブロック副幹事団体を1団体選出する。

2 前項に定める幹事の任期は、それぞれ1年とする。

(代表幹事団体等の選出)

第10条 代表幹事団体は、第3条に定めるブロックの輪番とし、輪番については、別途協議する。また、前条に定めるブロック幹事団体が代表幹事団体に就任する。

2 副幹事団体は、前項に定める輪番において、代表幹事団体の次のブロックのブロック幹事が就任する。

3 ブロック幹事団体及びブロック副幹事団体は、各ブロックの加盟団体の互選とする。

(代表幹事団体等の所掌事務)

第11条 代表幹事団体は、次の事務を所掌する。

(1) 第4条第5項及び第6項に定める応援の要請、取りまとめ及び取りまとめ結果の被災団体が属するブロック幹事への通知

(2) 被災団体から要請のあった事項に係る調整

(3) ブロック幹事が行う活動の支援

(4) 第8条に定める連絡担当部局の取りまとめ

(5) 新たに加入する団体及び離脱する団体の受付

2 副幹事団体は、代表幹事団体が上記の所掌事務を処理することが困難なときは、これを代行する。

3 ブロック幹事は、次の事務を所掌する。

(1) 第4条第3項に定める応援の調整並びに被災団体及び代表幹事団体への通知

(2) 第4条第4項に定める応援の要請

(3) 第4条第7項において準用される調整及び代表幹事団体への通知

4 ブロック副幹事団体は、ブロック幹事団体が上記の所掌事務を処理することができないときは、これを代行する。

(通信連絡体制の整備)

第12条 加盟団体は、災害時における通信連絡手段の確保に努めるものとする。

(他の協定等との関係)

第13条 この協定は、各加盟団体が個別に災害時の相互応援に関して既に締結しているもの又は今後締結する協定等を妨げるものではない。

(協定に関する協議)

第14条 この協定に定めるもののほか、協定の実施に関して必要な事項は、加盟団体が協議して定める。

この協定を証するため、協定者が記名押印の上、各自1通を保有する。

この協定は、平成23年7月12日から効力を生ずる。

平成23年7月12日

室蘭市長 青山 剛	釧路市長 蝦名 大也	苫小牧市長 岩倉 博文	伊達市長 菊谷 秀吉
石狩市長 田岡 克介	北斗市長 高谷 寿峰	青森市長 鹿内 博	八戸市長 小林 眞
秋田市長 穂積 志	男鹿市長 渡部 幸男	久慈市長 山内 隆文	酒田市長 阿部 寿一
仙台市長 奥山 恵美子	塩竈市長 佐藤 昭	多賀城市長 菊地 健次郎	北茨城市長 豊田 稔
千葉市長 熊谷 俊人	市川市長 大久保 博	船橋市長 藤代 孝七	市原市長 佐久間 隆義
袖ヶ浦市長 出口 清	横浜市長 林 文子	横須賀市長 吉田 雄人	新潟市長 篠田 昭
富山市長 森 雅志	金沢市長 山野 之義	半田市長 神原 純夫	碧南市長 瀬田 政信
東海市長 鈴木 淳雄	知多市長 加藤 功	四日市市長 田中 俊行	堺市長 竹山 修身
泉大津市長 神谷 昇	松原市長 澤井 宏文	高石市長 阪口 伸六	海南市長 神出 政巳
有田市長 望月 良男	倉敷市長 伊東 香織	玉野市長 黒田 晋	坂出市長 綾 宏
松山市長 野志 克仁	大竹市長 入山 欣郎	下関市長 中尾 友昭	宇部市長 久保田 后子
周南市長 木村 健一郎	防府市長 松浦 正人	岩国市長 福田 良彦	山陽小野田市長 白井 博文
和木町長 古木 哲夫	北九州市長 北橋 健治	中間市長 松下 俊男	唐津市長 坂井 俊之
大分市長 釘宮 磐	八代市長 福島 和敏	鹿児島市長 森 博幸	うるま市長 島袋 俊夫

別表（第3条関係） 指定ブロック

ブロック	都道府県	市町
第1ブロック	北海道、青森県、秋田県、 岩手県、山形県、宮城県	室蘭市、釧路市、苫小牧市、伊達市、石狩市、 北斗市、青森市、八戸市、秋田市、男鹿市、 久慈市、酒田市、仙台市、塩竈市、多賀城市
第2ブロック	茨城県、千葉県、神奈川県	北茨城市、市川市、市原市、袖ヶ浦市、横浜市
第3ブロック	新潟県、富山県、石川県、 愛知県、三重県	新潟市、富山市、金沢市、半田市、碧南市、 東海市、知多市、四日市市
第4ブロック	大阪府、和歌山県、岡山県、 香川県、愛媛県	堺市、泉大津市、松原市、高石市、海南市、 有田市、倉敷市、玉野市、坂出市、松山市
第5ブロック	広島県、山口県、福岡県、 大分県、熊本県、鹿児島県、 沖縄県	大竹市、下関市、宇部市、周南市、防府市、 岩国市、山陽小野田市、和木町、北九州市、 中間市、大分市、八代市、鹿児島市、うるま市

※ 平成28年3月31日 船橋市脱退

※ 平成31年3月31日 千葉市脱退

※ 平成28年7月31日 横須賀市脱退

※ 令和2年3月31日 唐津市脱退

相互緊急応援給水に関する覚書

大府市（以下「甲」という。）と東海市（以下「乙」という。）は災害その他非常の場合における相互緊急応援給水に関し、次のとおり覚書を締結する。

（相互緊急応援給水の実施）

第1条 甲及び乙は災害その他非常の場合において、互いに相手方に対して水道水の補給（以下「応援給水」という。）を要請することができる。

2 応援給水の要請を受けた者は、給水量の不足、その他やむを得ない事由がない限り要請に応じるものとする。

（応援給水要請手続き）

第2条 応援給水を受けようとする者は、あらかじめ供給側となる相手方に対し応援給水を要する理由、予定期間、及び水量、その他の必要事項を記載した書面により要請するものとする。ただし、緊急の場合は口頭によることができるものとする。

2 前項の要請を受けた者は、書面又は口頭により速やかに回答するものとする。

（応援給水地点）

第3条 甲及び乙は、次に掲げる地点にて応援給水を行うものとする。

東海市名和町蔵山7-410

上野浄水場内 大府西配水場（別図に示す位置）

2 甲及び乙が応援給水を行うときは、応援給水地点に量水器を設置するものとする。

ただし、量水器の使用期間等を考え、甲及び乙の協議により量水器を設置しないことができる。

（応援給水の開始及び終了）

第4条 応援給水は、甲及び乙の立ち会いのうえ、制水弁を操作することにより開始するものとし、応援給水の中止又は終了の場合も同様とする。

2 応援給水の開始、終了に伴い甲及び乙の供給水圧に差があるため、これについての取り扱い操作については甲及び乙が開始する前に充分協議し決定するものとする。

（応援水量）

第5条 応援給水に要した水量（以下「応援水量」という。）は、甲及び乙が協議して決定するものとする。この場合において量水器を設置したときは当該量水器により計量した水量を基礎として決定するものとする。

（料金）

第6条 応援給水の対価（以下「料金」という。）は受水単価に使用水量を乗じて算出するものとする。

2 甲及び乙は、指定する期限までに料金を納入するものとする。

（維持管理）

第7条 応援給水時の水道施設の維持管理は別図に示す位置にて甲及び乙が管理をするものとし水質管理も同様とする。ただし、減圧弁については双方にて維持管理をするものとする。

（期間）

第8条 この覚書は甲及び乙の双方の申し出がない限り毎年継続して効力を持つものとする。

（雑則）

第9条 この覚書に定めがない事項、並びに相互供給により不測の事態が発生した時は、双方協議のうえ、速やかに円満なる解決に努めるものとする。

この覚書の証として本書2通を作成し双方記名、押印のうえ、各自1通を保有する。

昭和63年6月1日

甲 大府市水道事業
大府市長 鷹羽 操

乙 東海市水道事業
東海市長 久野 弘

水道災害相互応援に関する覚書

(趣旨)

第1条 この覚書は、災害その他非常の場合において日本水道協会の正会員でその愛知県支部に所属するもの、及び三河山間地域水道整備促進連盟に所属するもの（以下「会員」という。）が、会員相互で行う応援活動について、必要な事項を定めるものとする。

(災害救助法等との関係)

第2条 会員相互で行う応援活動に関する事務処理については、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他法律に特別の定めがあるものを除くほか、この覚書の定めるところによる。また、会員が応援活動中において、災害救助法その他法律で定める救助、又は応援が行われることとなったときは、速やかに法律で定める事務処理に切替るよう努めなければならない。

(相互応援義務)

第3条 会員が災害を受け、独自で十分に応急措置等が実施できないときは、他の会員に応援を求めることができる。

2 応援を求められた会員は、速やかに有効な手段でその応援に努めるものとする。

(応援の内容)

第4条 各会員の行う応援活動は、次のとおりとする。

- (1) 応急給水作業
- (2) 応急復旧作業（原則として仮復旧、第1次応急復旧作業）
- (3) 応急復旧資器材の供出
- (4) 工事業者のあっせん

2 前項第1号及び第2号の作業の期間は、原則として7日以内とする。

(要請の方法)

第5条 応援要請の手順は、次の各号によるものとする。

- (1) 会員（名古屋市を除く。）は、県営水道受水団体で構成されている地域水道連絡協議会の長（以下「地域会長」という。）へ応援を要請する。地域会長は、地域内の他の会員に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、日本水道協会愛知県支部の長（以下「支部長」という。）へ応援を要請する。支部長は、県内の他の地域会長に応援を要請し、さらに必要と認めたときは、愛知県健康福祉部へ応援を要請する。
- (2) 名古屋市は、直接支部長応援を要請する。
- (3) 県営水道受水団体は、県営水道の被災に伴い応急給水の応援を必要とするときは、愛知県企業庁へ応援を要請し、さらに必要と認めたときは、地域会長へ応援を要請する。この場合愛知県企業庁は、地域会長に対して被災会員への応援について協力を依頼する。
- (4) 東海地震等の大規模地震に対する応急復旧及び応急給水対策として、愛知県健康福祉部が愛知県水道震災復旧支援センター（以下「支援センター」という。）を設置した場合は、第1号及び第3号の規定にかかわらず支援センターへ応援を要請する。

2 応援を要請するときは、次の事項を明らかにして、とりあえず、口頭、電話、ファクシミリ又は電子メール等により行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 災害の状況
- (2) 必要とする資器材、物資等の品名及び数量
- (3) 必要とする職員の職種別人員
- (4) 応援の場所及び応援場所への経路
- (5) 応援の期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(応援体制)

第6条 応援を求められた会員が、応援職員を派遣するときは、災害状況に応じて給水用具、作業用工具、食糧、衣類、日用品、その他必要なものを携行させるものとする。

2 応援職員は、応援（災害救助）である旨を記した旗、応援会員名入りの腕章等を明示着用するものとする。

(受入れ体制)

第7条 応援を受ける会員は、応援職員の宿舍、寝具、食事等を用意するものとする。ただし、状況によりこれを応援する会員に求めることができる。

2 資材、機械、工具等の応援を受ける会員は、倉庫置場等を確保し、これらを管理するものとする。

(費用の負担)

第8条 第4条第1項各号に規定する応援に要する費用は、応援を受ける会員がこれを負担するものとする。ただし、同項第1号に要する費用については、応援期間が2日以内の場合、又は特別の事情がある場合において、応援を受けた会員の要請により応援した会員がやむを得ないと認めたときは、応援した会員がその全部、又は一部を負担するものとする。

2 応援に要した費用の請求に関する事務は支部長又は地域会長を経由して、これを行うものとする。

(損害の賠償)

第9条 応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援をした会員の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合の治療費は、応援を受けた会員の負担とする。

2 応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合においては、当該職員の所属する会員がその損害を賠償する責に任ずるものとする。この場合において、当該損害の発生が応援業務中（応援のための往復途中を除く。）に生じたものである場合においては、応援を受けた会員がこれに要した経費を負担するものとする。

(業者への協力要請)

第10条 支部長、又は地域会長は、必要があるときは、水道用資材の製造販売及び水道工事を行っている業者に対して、応急復旧工事に必要な資材の調達、復旧工事の実施等について、協力を要請するものとする。

(救援体制表の作成)

第11条 会員は、救援体制表（別表第1）10部を毎年4月末日までに支部長へ提出するものとする。

2 支部長は、前項の体制表をとりまとめ整理して地域会長等関係者に送付するものとする。

(雑則)

第12条 この覚書の実施に関し、必要な事項、又はこの覚書に定めのない事項は、その都度協議して定める。

(適用)

第13条 この覚書は、昭和53年3月29日から適用する。

この覚書の成立を証するため、関係者記名押印のうえ各1通を保有する。

附 則

この覚書は、平成16年8月1日から適用する。この覚書の成立を証するため、支部長、愛知県公営企業管理者、名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者、関係会員からの委任を受けた各地域会長及び立会人である愛知県健康福祉部長が記名押印のうえ本書1通を作成し、会員及び立会人においてその写し各1通を保有する。なお、本書1通は支部長が保管する。

平成16年7月30日

日本水道協会愛知県支部長
豊橋市長 早川 勝

愛知県公営企業管理者
企業庁長 深谷 憲彦

名古屋市水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者
上下水道局長 山田 雅雄

愛知用水北部地域
関係会員 瀬戸市 尾張旭市 愛知中部水道企業団 春日井市
地域会長 県水道北部ブロック協議会
会長 瀬戸市長 増岡 錦也

愛知用水南部地域
関係会員 半田市 常滑市 東海市 大府市 知多市 阿久比町
東浦町 南知多町 美浜町 武豊町 刈谷市 高浜市
愛知中部水道企業団
地域会長 県水道南部ブロック協議会
会長 常滑市長 石橋 誠晃

尾張地域
関係会員 一宮市 春日井市 津島市 犬山市 江南市 尾西市
小牧市 岩倉市 清洲町 木曽川町 七宝町 美和町
蟹江町 佐織町 春日町 八開村
稲沢中島広域事務組合 西春日井郡東部水道事業団
海部南部水道企業団 丹羽広域事務組合
地域会長 尾張水道連絡協議会
会長 春日井市長 鵜飼 一郎

西三河地域
関係会員 岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 知立市
高浜市 西尾幡豆広域連合 幸田町 藤岡町 額田町
小原村 足助町 下山村 旭町 稲武町
愛知中部水道事業団
地域会長 西三河水道事業連絡協議会
会長 岡崎市長 柴田 紘一

東三河地域
関係会員 豊橋市 豊川市 蒲郡市 新城市 田原市 音羽町
一宮町 小坂井町 御津町 渥美町 設楽町 東栄町
豊根村 富山村 津具村 鳳来町 作手村
地域会長 東三河県営水道受水団体協議会
会長 豊橋市長 早川 勝

立会人
愛知県健康福祉部長 新家 正義

(別表第1)

救 援 体 制 表

水道事業者名	所 在 地		電 話		(昼間)	(夜間)
(1) 応 急 給 水 用 具			(2) 緊 急 連 絡 先			
品 名	車 種	数 量	摘 要	職 名	氏 名	電 話
	容 量					
給水タンク車		台		(水道事業	管理者)	
撒水車		台		(緊急連絡	担当者)	
消防タンク車		台				
給水タンク		基	車つき			
〃		基	車なし			
ポリ容器	20ℓ	個				
水 袋	2ℓ	個				
(摘 要)						
(3) 備 蓄 資 材				(その他)		
管弁類の形状寸法、数量及び保管場所を要領よくとりまとめた一覧表を別表で提出する。						

災害時等における応急対策に関する協定書

東海市水道事業（以下「甲」という。）とヴェオリア・ジェネッツ株式会社中部支店（以下「乙」という。）は、東海市給水区域において地震、風水害その他の原因による災害及びその他渇水等の非常事態が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時等」という。）に、相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時等に、甲と乙が相互に協力して応急対策を円滑に実施するため、必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時等において、応急対策を行う必要が生じた場合は、乙に対して次の各号に掲げる事項を明らかにして、協力を要請することができる。

- (1) 災害時等の被害の状況又は被害の想定及び協力を要請する事由
- (2) 必要とする人員数
- (3) 必要とする機器類の種類及び数量
- (4) 応急対策の場所及び内容
- (5) その他甲が必要と認める事項

（協力実施）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、これを受諾し要請内容について協力するものとする。

2 甲は、乙の応急対策が円滑に実施できるよう図面等の供与、現地への誘導及び現地での諸調達について必要な援助を行うものとする。

（事前計画）

第4条 乙は、応急対策の円滑な実施を図るため、組織体制、連絡体制をあらかじめ定め、甲に報告するものとする。

（応急対策等）

第5条 甲が乙に要請する応急対策は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、被害の状況に応じ、甲乙協議のうえその他の応急対策を甲は乙に要請することができる。

- (1) 応急給水活動
- (2) 広報活動
- (3) 電話及び窓口対応

（要請手続）

第6条 甲は、乙に対し第2条の協力を要請するときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭をもって要請し、事後において文書を提出するものとする。

（報告）

第7条 乙は、第3条の規定に基づく応急対策に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を速やかに甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策に従事した人員数及び従事した期間
- (2) 応急対策に使用した機器類の種類、数量及び使用時間
- (3) その他甲が必要と認める事項

(経費の負担)

第8条 この協定に基づく協力のために乙が要した経費は、甲乙が協議して決定した額を甲が負担するものとする。ただし、甲が負担する経費の精算単価は、災害時直前における実勢単価とする。

(経費の請求)

第9条 乙は、前条に規定する経費を適法な請求書により甲に請求する。

(経費の支払い)

第10条 甲は、前条の規定により適法な請求書を受理したときは、受理した日から30日以内に乙が指定した口座に支払うものとする。

(災害補償)

第11条 この協定に基づき乙の応急対策に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、又は疾病にかかったときは、乙の労災保険により補償するものとする。

(第三者に対する損害補償)

第12条 乙が、この協定に基づく応急対策從事中に第三者に損害を与えた場合、その賠償方法及び賠償額は、甲乙が協議して決定するものとする。

(有効期限)

第13条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲または乙が文書をもって協定の解除を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項又はこの協定の実施に当たって疑義が生じた場合は、甲乙が協議のうえ決定するものとする。

本協定の締結を証するため、協定書を2通作成し、それぞれ記名押印のうえ、1通を保有するものとする。

令和2年(2020年)4月1日

甲 東海市中央町一丁目1番地
東海市水道事業
東海市長 鈴木 淳 雄

乙 名古屋市東区葵三丁目15番31号(千種ニュータワービル)
ヴェオリア・ジェネッツ株式会社
中部支店 支店長 古川 達郎

東海市・日本下水道事業団災害支援協定

東海市下水道事業（以下「委託者」という。）と日本下水道事業団（以下「受託者」という。）とは、委託者の所管する下水道施設について災害が発生した場合において受託者が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第1条 この協定は、受託者が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

2 この協定は、下水道法（昭和33年法律第79号）第15条の2に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第2条 この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

- 一 暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象
- 二 その他委託者と受託者の協議により定めるもの

2 この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

- 一 東海市浄化センター
- 二 下名和中継ポンプ場
- 三 名和前ポンプ場
- 四 浅山ポンプ場
- 五 加家ポンプ場
- 六 伏見ポンプ場
- 七 天寶ポンプ場
- 八 元浜ポンプ場
- 九 姫島公園調整池

（災害支援の内容）

第3条 受託者が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

- 一 災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）
- 二 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号）第5条1項の規定による災害報告に必要な資料の作成
- 三 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事
- 四 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会
- 五 前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第4条 委託者は、受託者に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

2 前項ただし書の場合においては、委託者は、事後において速やかに、受託者に文書を交付するものとする。

(災害支援の実施)

第5条 受託者は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第3条に規定する災害支援を行うものとする。

(災害支援の完了の報告)

第6条 受託者は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、委託者に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

(費用の負担)

第7条 委託者は、受託者が行った災害支援に要した費用（第3条第1号及び第2号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

2 受託者は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を委託者に請求するものとする。

3 委託者は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに受託者に支払うものとする。

(廃止)

第8条 委託者又は受託者においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、委託者と受託者が協議の上、この協定を廃止することができる。

2 委託者又は受託者がこの協定の定め違反した場合においては、委託者又は受託者は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

(事務局)

第9条 この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一 委託者の事務局 東海市水道部下水道課

二 受託者の事務局 日本下水道事業団 東海総合事務所 施工管理課

(協定の有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和7年3月31日までとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、委託者と受託者が協議して定める。

この協定を証するため、本書2通を作成し、委託者と受託者がそれぞれ記名押印のうえ、各々1通を保有する。

令和4年4月1日

委託者 愛知県東海市中央町一丁目1番地
東海市下水道事業 代表者 東海市長 花田 勝重

受託者 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団 代表者 理事長 森岡 泰裕

災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定

愛知県（以下「甲」という。）及び市町（乙1から乙49まで）（以下、乙1から乙49までを総称して「乙」という。）と公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部（以下「丙」という。）は、甲及び乙の所管する下水道施設（以下「下水道施設」という。）が自然災害等により被災した場合（以下「災害時」という。）における丙の技術支援協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、下水道施設に対する災害時被害の拡大防止と、被災した下水道施設の早期復旧を図ることを目的として、甲及び乙に対する丙の技術支援協力に関する基本的事項を定める。

（技術支援協力の定義）

第2条 この協定における丙の技術支援協力とは、丙による支援可能な会員（以下「支援協力者」という。）の紹介と、支援協力者の中から甲又は乙より選任された会員（以下「業務実施者」という。）が実施する災害査定資料の作成、災害時における応急復旧方法の検討等の業務と定義する。

（技術支援協力の要請）

第3条 甲又は乙の丙に対する技術支援協力の要請は、第8条に規定する甲の事務局を経由して書面（様式第1）により行うこととし、甲の事務局は、甲又は乙の技術支援協力の要請をとりまとめたうえで、書面（様式第2）により、第8条に規定する丙の事務局に要請する。ただし、緊急時等でこれによりがたい場合は、甲の事務局を経由せずに丙に要請することができる。

2 丙は、前項による要請があった場合は、速やかに丙を構成する会員の中から、支援協力者を書面（様式第3）により甲又は乙に通知する。甲の事務局を経由せずに丙に要請があった場合は、要請した者に通知する。但し、災害の状況等やむを得ない事情により、会員が技術支援協力を実施できない場合においては、この限りではない。

3 甲又は乙は、前項による通知を受けた後、支援協力者の中から業務実施者を選任し、甲の事務局を経由して書面（様式第4）により丙に通知することとし、甲の事務局は、甲又は乙が選任した業務実施者をとりまとめたうえで、書面（様式第5）により丙の事務局に通知する。甲の事務局を経由せずに丙から通知を受けた場合は、通知を受けた者が丙に通知する。

（委託契約の締結及び費用）

第4条 甲又は乙は、業務実施者と業務内容を協議し、速やかに業務委託契約を締結する。

2 技術支援協力に係る費用は、支援を受ける甲又は乙の個々による負担とし、それぞれが個々に業務実施者と協議する。

3 業務実施者は、支援業務終了後、業務委託契約書に基づく費用を甲又は乙に請求する。甲又は乙は業務実施者の請求に応じて、所定の手続きにより費用を支払う。

4 第1項の業務委託契約締結後に、契約変更が必要な事項が生じた場合には、甲又は乙と業務実施者は協議して業務委託契約を変更することができる。

（業務の実施）

第5条 業務実施者は、委託契約を締結した業務を速やかに遂行しなければならない。

（労災及び損害補償など）

第6条 支援業務において、労働災害等が発生した場合は、業務実施者の労災保険を適用する。

2 技術支援協力の実施に伴い、甲、乙又は業務実施者の責めに帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務実施者等に損害が生じた場合は、業務実施者は、その事実の発生後速やかに、その状況を書面により甲又は乙に報告しなければならない。その措置について、甲又は乙及び業務実施者は協議して定める。

(広域の被災)

第7条 甲及び丙は、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、当該下水道対策本部に関わる支援活動への対応方針について協議し、決定する。

(事務局及び連絡体制)

第8条 技術支援協力の要請及び支援協力者並びに業務実施者に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、甲、乙及び丙はそれぞれ連絡体制を定めておくものとする。甲及び丙の技術支援協力に係る事務局及び連絡体制は、次のとおりとする。

- (1) 甲の事務局は、愛知県建設局下水道課とする。
- (2) 丙の事務局は、公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会中部支部事務局とする。
- (3) 連絡体制に変更があった場合は、速やかに甲の事務局に連絡し、甲の事務局は乙及び丙に伝える。

(情報の保護)

第9条 甲、乙、丙及び業務実施者は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

(合同訓練)

第10条 甲、乙及び丙は、必要に応じ、情報伝達訓練等の合同訓練を行う。

- 2 前項の合同訓練の時期及び内容は、甲、乙及び丙の協議により定める。

(協定の有効期間)

第11条 この協定は、協定の締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は、令和6年3月31日までとする。

- 2 期間満了の30日前までに甲、乙又は丙から、書面による協定終了の意思表示がない限り、さらに1年間その効力を継続するものとし、その後も同様とする。
- 3 前2項にかかわらず、甲、乙又は丙は、締結相手方それぞれとの事前協議を経て、協定を破棄することができる。

(補則)

第12条 この協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じたときは、甲、乙及び丙による協議のうえ定める。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び丙がそれぞれ記名押印のうえ、各自その1通を保有する。また、乙は、甲に提出する同意書をもって本協定の締結を証する。丙は同意書の写しを保有し、乙は本書の写しを保有する。

令和5年11月1日

甲 愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
愛知県流域下水道管理者 愛知県知事 大村 秀章

乙 一覽

乙一覧表

No.	住所	事業・管理者
1	豊橋市牛川町字下モ田 29 番地の 1	豊橋市水道事業及び下水道事業管理者 豊橋市上下水道局長 木和田 治伸
2	岡崎市十王町二丁目 9 番地	岡崎市水道事業及び下水道事業管理者 伊藤 茂
3	一宮市本町 2 丁目 5 番 6 号	一宮市水道事業等管理者 小塚 重男
4	瀬戸市追分町 64 番地の 1	瀬戸市公共下水道管理者 瀬戸市長 川本 雅之
5	半田市東洋町二丁目 1 番地	半田市下水道事業 半田市長 久世 孝宏
6	春日井市鳥居松町 5 目 44 番地	春日井市公共下水道事業 春日井市長 石黒 直樹
7	豊川市諏訪一丁目 1 番地	豊川市下水道事業 豊川市長 竹本 幸夫
8	津島市立込町 2 丁目 21 番地	津島市下水道事業 津島市長 日比 一昭
9	碧南市松本町 28 番地	碧南市公共下水道管理者 碧南市長 瀬垣田 政信
10	刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地	刈谷市長 稲垣 武
11	豊田市西町 3 丁目 60 番地	豊田市事業管理者 前田 雄治
12	安城市桜町 18 番 23 号	安城市長 三星 元人
13	西尾市寄住町下田 22 番地	西尾市長 中村 健
14	蒲郡市旭町 17 番 1 号	蒲郡市下水道事業 蒲郡市長 鈴木 寿明
15	犬山市大字犬山字東畑 36 番地	犬山市公共下水道管理者 犬山市長 原 欣伸
16	常滑市飛香台 3 丁目 3 番地の 5	常滑市公共下水道管理者 常滑市長 伊藤 辰矢
17	江南市赤童子町大堀 90 番地	江南市長 澤田 和延
18	小牧市堀の内三丁目 1 番地	小牧市下水道事業 小牧市長 山下 史守朗
19	稲沢市稲府町 1 番地	稲沢市公共下水道管理者 稲沢市長 加藤 錠司郎
20	新城市字東入船 115 番地	新城市下水道事業 新城市長 下江 洋行
21	東海市中央町一丁目 1 番地	東海市下水道事業 東海市長 花田 勝重
22	大府市中央町五丁目 70 番地	大府市下水道事業 大府市長 岡村 秀人
23	知多市緑町 1 番地	知多市長 宮島 壽男
24	知立市広見三丁目 1 番地	知立市長 林 郁夫
25	尾張旭市東大道町原田 2600 番地 1	尾張旭市公共下水道管理者 尾張旭市長 柴田 浩
26	高浜市青木町四丁目 1 番地 2	高浜市公共下水道管理者 高浜市長 吉岡 初浩
27	岩倉市栄町一丁目 66 番地	岩倉市公共下水道管理者 岩倉市長 久保田 桂朗
28	豊明市新田町子持松 1 番地 1	豊明市公共下水道管理者 豊明市長 小浮 正典
29	日進市蟹甲町池下 268 番地	日進市公共下水道管理者 日進市長 近藤 裕貴
30	田原市田原町南番場 30 番地 1	田原市上下水道事業 田原市長 山下 政良
31	愛西市稲葉町米野 308 番地	愛西市公共下水道管理者 愛西市長 日永 貴章
32	清須市須ヶ口 1238 番地	清須市公共下水道管理者 清須市長 永田 純夫
33	北名古屋市中区西之保清水田 15 番地	北名古屋市中区公共下水道管理者 北名古屋市長 太田 考則
34	弥富市前ヶ須町南本田 335 番地	弥富市公共下水道管理者 弥富市長 安藤 正明
35	みよし市三好町小坂 50 番地	みよし市公共下水道管理者 みよし市長 小山 祐
36	あま市七宝町沖之島深坪 1 番地	あま市公共下水道管理者 あま市長 村上 浩司
37	長久手市岩作城の内 60 番地 1	長久手市公共下水道管理者 長久手市長 佐藤 有美
38	愛知郡東郷町大字春木字羽根穴 1 番地	東郷町公共下水道管理者 東郷町長 井俣 憲治
39	西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地	豊山町公共下水道管理者 豊山町長 鈴木 邦尚
40	丹羽郡大口町下小口七丁目 155 番地	大口町公共下水道管理者 大口町長 鈴木 雅博
41	丹羽郡扶桑町大字高雄字天道 330 番地	扶桑町公共下水道管理者 扶桑町長 鯖瀬 武
42	海部郡大治町大字馬島字大門西 1 番地の 1	大治町公共下水道管理者 大治町長 村上 昌生
43	海部郡蟹江町学戸三丁目 1 番地	蟹江町公共下水道管理者 蟹江町長 横江 淳一
44	知多郡阿久比町大字卯坂字殿越 50 番地	阿久比町下水道事業 阿久比町長 田中 清高
45	知多郡東浦町大字緒川字政所 20 番地	東浦町下水道事業 東浦町長 日高 輝夫
46	知多郡武豊町字長尾山 2 番地	武豊町公共下水道管理者 武豊町長 初山 芳輝
47	額田郡幸田町大字菱池字元林 1 番地 1	幸田町公共下水道管理者 幸田町長 成瀬 敦
48	北設楽郡設楽町田口字辻前 14 番地	設楽町公共下水道管理者 設楽町長 土屋 浩
49	北設楽郡東栄町大字本郷字上前畑 25 番地	東栄町公共下水道管理者 東栄町長 村上 孝治

丙 愛知県名古屋市中区錦一丁目 8 番 6 号

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会 中部支部長 庄村 昌明

様式 第1

年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長 様
(愛知県建設局下水道課経由)

下水道管理者名
(協定書の番号 乙〇)

下水道技術支援協力要請書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第1項の規定に基づき、次のとおり要請します。

1 災害の状況（緊急の場合は概要を記載）

2 支援活動開始日（緊急の場合は想定開始日を記載）

3 支援活動場所（緊急の場合は概要を記載）

4 支援活動内容

5 要請担当者

所 属：
氏 名：
電 話：
FAX：
E-mail：

6 その他

様式 第2

年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 事務局 様
(技術支援協力に係る丙の事務局)

愛知県建設局下水道課
(技術支援協力に係る甲の事務局)

下水道技術支援協力要請書 (甲→丙)

次の自治体から、別添のとおり「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第1項の規定に基づく要請がありました。

自治体名等	支援活動開始日 (予定)	支援活動箇所数	担当者名	連絡先 (電話)

担 当 :
電 話 :
F A X :
E-mail :

----- (改 ページ) -----

様式 第3

年 月 日

下水道管理者名
(愛知県建設局下水道課経由)

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長

技術支援協力可能企業通知書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第2項の規定に基づき、次のとおり通知します。

1 支援協力者

自治体名等	企業名	支援活動開始日 (予定)	業務担当者 (予定)	連絡先 (電話)

2 丙の事務局の担当者

所 属 : 氏 名 : 電 話 : F A X : E-mail :
--

様式 第4

年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 支部長 様
(愛知県建設局下水道課経由)

下水道管理者名
(協定書の番号 乙〇)

業務実施者選任通知書

「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第3項の規定に基づき、次のとおり業務実施者を選任しましたので、通知します。

業 務 実 施 者	備 考

— — — — — (改 ページ) — — — — —

様式 第5

年 月 日

公益社団法人全国上下水道コンサルタント協会
中部支部 事務局 様
(技術支援協力に係る丙の事務局)

愛知県建設局下水道課
(技術支援協力に係る甲の事務局)

業務実施者選任通知書 (甲 → 丙)

次の自治体から、別添のとおり「災害時における下水道施設の技術支援協力に関する協定」第3条第3項の規定に基づく通知がありました。

自 治 体 名 等	業 務 実 施 者	備 考

担 当 :
電 話 :
F A X :

E-mail :

災害時の一般廃棄物処理及び下水処理に係る相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、災害の発生により、愛知県内の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が一般廃棄物処理業務を、また、愛知県流域下水道管理者及び愛知県内の公共下水道管理者（以下「下水道管理者」という。）が下水処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、愛知県（以下「県」という。）、市町村等及び下水道管理者が相互に応援するために必要な事項を定めることにより、一般廃棄物及び下水の円滑な処理を図り、もって、生活環境の保全に資することを目的とする。

(協定の締結)

第2条 この協定は、災害時の一般廃棄物処理業務及び下水処理業務に関し、県、市町村等及び下水道管理者の相互間において締結するものとする。

(応援要請等)

第3条 災害の発生に起因して、下記のいずれかに該当する場合、応援を必要とする市町村等及び下水道管理者（以下「要請自治体等」という。）は他の市町村等及び下水道管理者に応援の要請（以下「応援要請」という。）をすることができる。

- (1) 一般廃棄物の収集又は運搬に支障が生じた場合
- (2) 一般廃棄物処理又は下水処理に支障が生じた場合
- (3) その他特に必要がある場合

2 応援要請は、次の事項を電話等で連絡した後、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び災害の状況
- (2) 必要とする業務の内容及び一般廃棄物又は下水の処理量の見込み
- (3) 必要とする人員、車両、資機材等の品名及び数量
- (4) 応援の場所及び期間
- (5) 連絡責任者
- (6) その他必要事項

3 要請自治体等は、応援要請を行ったときは、その旨を速やかに県に報告するものとする。

4 応援要請を受けた市町村等及び下水道管理者は、自らの業務に支障がない限り応援を行うものとする。

5 要請自治体等は、この協定に基づく相互応援を効果的に実施できるよう必要に応じ県に調整及びあっせんを要請することができる。

(県の役割)

第4条 県は、第3条第5項の要請を受けたときは、必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、要請自治体等が応援要請を行うことができない状況にあると判断したときは、他の市町村等及び下水道管理者に応援について必要な指示を行うものとする。

(経費の負担)

第5条 応援に要する経費は、原則として要請自治体等がこれを負担するものとする。

(民間業者の活用)

第6条 県、市町村等及び下水道管理者は災害時の応援を迅速に実施するため、民間廃棄物処理業者等の活用を図るものとする。

(実施細目)

第7条 この協定の運用に関し必要な事項は、別に定める。

2 この協定に定めのない事項については、その都度協議して定めるものとする。

この協定は、平成26年1月1日から効力を生ずるものとする。

平成8年3月12日締結の「一般廃棄物処理に係る災害相互応援に関する協定」は廃止する。

この協定の成立を証明するため、本書126通を作成し愛知県知事、市町村等の長及び下水道管理者が記名押印の上、各自1通を保管する。

平成26年1月1日

愛知県知事	大村 秀章
愛知県流域下水道管理者 愛知県知事	大村 秀章
名古屋市長	河村 たかし
名古屋水道事業・工業用水道事業及び下水道事業管理者	小林 寛司
豊橋市長	佐原 光一
豊橋市水道事業及び下水道事業管理者	石黒 拓夫
岡崎市長	内田 康宏
岡崎市公共下水道管理者 岡崎市長	内田 康宏
一宮市長	谷 一夫
一宮市水道事業等管理者	飯田 正明

41市町村 30組合

瀬戸市長 増岡 錦也	蒲郡市長 稲葉 正吉
瀬戸市公共下水道管理者	蒲郡市公共下水道管理者
瀬戸市長 増岡 錦也	蒲郡市長 稲葉 正吉
半田市長 榑原 純夫	犬山市長 田中 志典
半田市公共下水道管理者	犬山市公共下水道管理者
半田市長 榑原 純夫	犬山市長 田中 志典
春日井市長 伊藤 太	常滑市長 片岡 憲彦
春日井市公共下水道管理者	常滑市公共下水道管理者
春日井市長 伊藤 太	常滑市長 片岡 憲彦
豊川市長 山脇 実	江南市長 堀 元
豊川市公共下水道管理者	江南市公共下水道管理者
豊川市長 山脇 実	江南市長 堀 元
津島市長 伊藤 文郎	小牧市長 山下 史守朗
津島市下水道事業	小牧市公共下水道管理者
津島市長 伊藤 文郎	小牧市長 山下 史守朗
碧南市長 瀬戸田 政信	稲沢市長 大野 紀明
碧南市公共下水道管理者	稲沢市公共下水道管理者
碧南市長 瀬戸田 政信	稲沢市長 大野 紀明
刈谷市長 竹中 良則	新城市長 穂積 亮次
刈谷市公共下水道管理者	新城市公共下水道管理者
刈谷市長 竹中 良則	新城市長 穂積 亮次
豊田市長 太田 稔彦	東海市長 鈴木 淳雄
豊田市事業管理者	東海市公共下水道管理者
横地 清明	東海市長 鈴木 淳雄
安城市長 神谷 学	大府市長 久野 孝保
安城市公共下水道管理者	大府市公共下水道管理者
安城市長 神谷 学	大府市長 久野 孝保
西尾市長 榑原 康正	知多市長 宮島 壽男
西尾市公共下水道管理者	知多市公共下水道管理者
西尾市長 榑原 康正	知多市長 宮島 壽男
知立市長 林 郁夫	弥富市長 服部 彰文
知立市公共下水道管理者	弥富市公共下水道管理者
知立市長 林 郁夫	弥富市長 服部 彰文
尾張旭市長 水野 義則	みよし市長 小野田 賢治
尾張旭市公共下水道管理者	みよし市公共下水道管理者
尾張旭市長 水野 義則	みよし市長 小野田 賢治
高浜市長 吉岡 初浩	あま市長 村上 浩司
高浜市公共下水道管理者	あま市公共下水道管理者
高浜市長 吉岡 初浩	あま市長 村上 浩司
岩倉市長 片岡 恵一	長久手市長 吉田 一平
岩倉市公共下水道管理者	長久手市公共下水道管理者
岩倉市長 片岡 恵一	長久手市長 吉田 一平

豊明市長 石 川 英 明 豊明市公共下水道管理者 豊明市長 石 川 英 明	東郷町長 川 瀬 雅 喜 東郷町公共下水道管理者 東郷町長 川 瀬 雅 喜
日進市長 萩 野 幸 三 日進市公共下水道管理者 日進市長 萩 野 幸 三	豊山町長 鈴 木 幸 育 豊山町公共下水道管理者 豊山町長 鈴 木 幸 育
田原市長 鈴 木 克 幸 田原市公共下水道管理者 田原市長 鈴 木 克 幸	大口町長 鈴 木 雅 博 大口町公共下水道管理者 大口町長 鈴 木 雅 博
愛西市長 日 永 貴 章 愛西市公共下水道管理者 愛西市長 日 永 貴 章	扶桑町長 江 戸 満 扶桑町公共下水道管理者 扶桑町長 江 戸 満
清須市長 加 藤 静 治 清須市公共下水道管理者 清須市長 加 藤 静 治	大治町長 村 上 昌 生 大治町公共下水道管理者 大治町長 村 上 昌 生
北名古屋市長 長 瀬 保 北名古屋市公共下水道管理者 北名古屋市長 長 瀬 保	蟹江町長 横 江 淳 一 蟹江町公共下水道管理者 蟹江町長 横 江 淳 一
飛島村長 久 野 時 男	衣浦衛生組合管理者 高浜市長 吉 岡 初 浩
阿久比町長 竹 内 啓 二 阿久比町公共下水道管理者 阿久比町長 竹 内 啓 二	常滑武豊衛生組合管理者 武豊町長 舩 山 芳 輝
東浦町長 神 谷 明 彦 東浦町公共下水道管理者 東浦町長 神 谷 明 彦	蒲郡市幸田町衛生組合管理者 蒲郡市長 稲 葉 正 吉
南知多町長 石 黒 和 彦	逢妻衛生処理組合管理者 豊田市長 太 田 稔 彦
美浜町長 山 下 治 夫	西知多医療厚生組合管理者 東海市長 鈴 木 淳 雄
武豊町長 舩 山 芳 輝 武豊町公共下水道管理者 武豊町長 舩 山 芳 輝	尾張東部衛生組合管理者 瀬戸市長 増 岡 錦 也
幸田町長 大須賀 一 誠 幸田町公共下水道管理者 幸田町長 大須賀 一 誠	海部地区環境事務組合管理者 蟹江町長 横 江 淳 一
設楽町長 横 山 光 明	小牧岩倉衛生組合管理者 小牧市長 山 下 史守朗
東栄町長 尾 林 克 時 東栄町公共下水道管理者 東栄町長 尾 林 克 時	知多南部衛生組合管理者 南知多町長 石 黒 和 彦
豊根村長 伊 藤 実	尾張旭市長久手市衛生組合管理者 尾張旭市長 水 野 義 則
愛北広域事務組合管理者 岩倉市長 片 岡 恵 一	刈谷知立環境組合管理者 刈谷市長 竹 中 良 則
中部知多衛生組合管理者 常滑市長 片 岡 憲 彦	江南丹羽環境管理組合管理者 江南市長 堀 元
東部知多衛生組合管理者 大府市長 久 野 孝 保	北設広域事務組合管理者 設楽町長 横 山 光 明
北名古屋衛生組合管理者 北名古屋市長 長 瀬 保	五条広域事務組合管理者 あま市長 村 上 浩 司
尾三衛生組合管理者 東郷町長 川 瀬 雅 喜	知多南部広域環境組合管理者 半田市長 榊 原 純 夫
日東衛生組合管理者 日進市長 萩 野 幸 三	

ごみ処理相互応援に関する協定書

(目的)

第1条 この協定書は、名古屋市、知多北部地区に位置する市及び一部事務組合（以下「構成員」という。）のごみ処理施設が、災害、事故及び施設の改修等によりごみ処理業務を独自では適正に遂行できない場合において、各構成員の間の相互応援についての必要な事項を定めることにより、ごみ処理施設の円滑な運営と適正なごみ処理を図り、もって住民の生活環境を保全することを目的とする。

(構成員)

第2条 この協定に参加する構成員は、名古屋市、東海市、知多市及び東部知多衛生組合とする。

(相互応援の範囲)

第3条 相互応援は、応援を要請する構成員と、要請を受け応援する構成員の間で双方の条件等の合意が整った場合とする。

2 相互応援は、次に掲げる場合に要請できるものとする。

- (1) 災害及び事故により、ごみ処理施設による処理が不能になった場合
- (2) ごみ処理施設の改修等に伴い施設の運転を停止する必要性が生じ、ごみ処理が滞ることが見込まれる場合

(応援要請等)

第4条 この協定に基づく応援要請は、要請する構成員の首長又は管理者（以下「首長等」という。）が応援する構成員の首長等に対し行うものとする。

2 前項に規定する応援の要請は、文書によるものとし、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 相互応援を要請する理由
- (2) ごみの種類、1日当りの量及び期間
- (3) 前2号に掲げるもののほか、首長等が必要と認める事項

(応援の責務)

第5条 応援の要請を受けた構成員は、その処理区域内のごみ処理に特別の事情がない限り応援するものとする。ただし、受入条件を提示することができる。

(経費の負担)

第6条 ごみ処理に伴う経費の負担は、要請する構成員と応援する構成員との協議によるものとする。

(契約の締結)

第7条 応援を要請する構成員と、要請を受け応援する構成員の間で双方の条件等の合意が整った場合、双方の首長等は前2条により定めた受入条件及び経費の負担を内容とする処理委託契約を締結しなければならない。

(受入条件)

第8条 要請する構成員は、応援する構成員の受入条件を遵守しなければならない。

2 受入条件に違反した場合は、第7条の規定にかかわらず応援する構成員はごみの受入を拒むことができる。

(疑義)

第9条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じたときは、その都度協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成22年3月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、各構成員記名押印のうえ各自その1通を保有する。

平成22年2月5日

名古屋市 代表者	名古屋市長	河 村 たかし
東海市 代表者	東海市長	鈴 木 淳 雄
知多市 代表者	知多市長	加 藤 功
東部知多衛生組合 管理者	大府市長	久 野 孝 保

一般廃棄物処理の相互援助に関する協定書

(目的)

第1条 この協定は、三河、知多清掃施設連絡協議会に所属する団体（以下「団体」という。）がそれぞれ管理する一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）において、災害、事故等の発生により、施設に重大な支障が生じたときは、構成団体相互で相互援助活動を行うことによって、円滑な一般廃棄物の処理を図り、もって住民の生活環境を保全することを目的とする。

(相互援助の範囲)

第2条 相互援助は、災害、事故等により施設内で処理が不能になり、一般廃棄物の処理を依頼する団体（以下「依頼団体」という。）と一般廃棄物の処理を依頼された団体（以下「被依頼団体」という。）との合意が整ったときに限るものとする。

(相互援助義務)

第3条 団体は、災害、事故等の発生により施設内で処理が不能になった場合には、他の団体に援助を求めることができる。

2 被依頼団体は、速やかに可能な限り援助に努めるものとする。

3 相互援助を求める団体は、別表のとおりとする。

(処理依頼の方法)

第4条 援助を依頼する場合は、文書によるものとし、次の事項を記載しなければならない。

(1) 依頼団体名

(2) 援助を依頼する理由

(3) 援助を依頼する一般廃棄物の種類、1日当たりの搬入量及び処理依頼期間

(4) 責任者の氏名及び連絡先

(5) その他必要事項

(搬入条件の遵守)

第5条 依頼団体は、被依頼団体の搬入条件を遵守しなければならない。

2 搬入条件に違反した場合は、第3条の規定にかかわらず、依頼を拒むことができる。

(管理)

第6条 依頼団体は、被依頼団体が管理する施設内で被依頼団体の指示があった場合は、忠実に従わなければならない。

(経費の負担)

第7条 一般廃棄物の処理に伴う経費の負担は、依頼団体と被依頼団体との協議によるものとする。

(協議)

第8条 この協定書に定めのない事項、又は疑義が生じた場合は、その都度協議して定めるものとする。

附 則

1 この協定は、令和4年6月27日から適用する。

2 平成2年2月23日付けで締結した、し尿及びごみ処理相互援助に関する協定書は令和4年6月27日で廃止する。

3 この協定の成立を証するため関係者記名押印の上、各1通を保有する。

令和4年6月27日

中部知多衛生組合 管理者 常滑市長	伊藤 辰矢
東部知多衛生組合 管理者	岡村 秀人
衣浦衛生組合 管理者	瀬垣田 政信
西尾市長	中村 健
郡市幸田町衛生組合 管理者 蒲郡市長	鈴木 寿明
知多南部衛生組合 管理者	齋藤 宏一
刈谷知立環境組合 管理者	稲垣 武
西知多医療厚生組合 管理者	花田 勝重
安城市長	神谷 学
岡崎市長	中根 康浩
刈谷市長	稲垣 武
東海市長	花田 勝重
知多市長	宮島 壽男
豊田市長	太田 稔彦
知多南部広域環境組合 管理者	初山 芳輝

別 表

団体名	所在地
中部知多衛生組合	知多郡武豊町字壱町田 90 番地の 10
東部知多衛生組合	知多郡東浦町大字森岡字葭野 41 番地
衣浦衛生組合	碧南市広見町 1 丁目 1 番地 1
西尾市	西尾市寄住町下田 22 番地
蒲郡市幸田町衛生組合	蒲郡市旭町 1 7 番 1 号
知多南部衛生組合	知多郡南知多町大字内海字檜木 77 番地の 1
刈谷知立環境組合	刈谷市半城土町東田 46 番地
西知多医療厚生組合	知多市三反田 3 丁目 1 番地の 2
安城市	安城市桜町 1 8 番 2 3 号
岡崎市	岡崎市板田町字西流石 2 番地 1
刈谷市	刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地
東海市	東海市中央町 1 丁目 1 番地
知多市	知多市緑町 1 番地
豊田市	豊田市西町 3 丁目 60 番地
知多南部広域環境組合	知多郡武豊町字一号地 11 番地 37

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

東海市（以下「市」という。）と一般社団法人愛知県産業廃棄物協会（以下「協会」という。）は、地震又は水害等の大規模災害が発生したとき（以下「災害時」という。）における廃棄物の処理等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、東海市内において、災害時に生じた廃棄物の処理について、市が協会に協力を要請するに当たって、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 大規模災害 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に掲げる災害のうち、大規模な被害を生ずるものをいう。
- (2) 災害廃棄物 がれき（災害時に損壊又は焼失した建物等の解体、撤去等に伴って発生する木くず、コンクリート塊、金属くず等及びこれらの混合物）及び生活ごみ（災害時に一時的に大量に発生する生活ごみや粗大ごみ）をいう。
- (3) 災害廃棄物処理 災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別及び処分のことをいう。

（協力要請）

第3条 市は、災害時に、協会に対して災害廃棄物処理について協力を要請することができるものとする。

2 市が協会に対して行う協力要請は、様式第1号に次の事項を記載して、協会に連絡することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により協会に対して要請し、その後、速やかに文書で連絡するものとする。

- (1) 被災の状況
- (2) 災害廃棄物処理の場所
- (3) 災害廃棄物処理の内容
- (4) 災害廃棄物処理の期間
- (5) その他必要な事項

（情報提供等）

第4条 市は、災害時に円滑な協力が得られるように、適宜、協会に市内の被災、復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

- 2 協会は、災害時における円滑な災害廃棄物処理が図られるように、協会の会員等における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努めるものとする。
- 3 協会は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な協会の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、予め市に報告するものとする。

（災害廃棄物処理の実施）

第5条 協会は、第3条の要請を受けたときは、必要な要員、車両及び資機材等を調達し、市の指示に従い、可能な限り災害廃棄物処理を実施するものとする。

2 協会は、災害廃棄物処理を実施したときは、様式第2号により、次の事項を市に報告するものとする。

- (1) 災害廃棄物処理を実施した場所
- (2) 実施した災害廃棄物処理の内容
- (3) 災害廃棄物処理に従事した要員、車両及び資機材等
- (4) 災害廃棄物処理に従事した期間
- (5) その他必要な事項

(費用負担)

第6条 第3条の要請に基づき協会が実施した災害廃棄物処理に要した費用は、市が負担するものとし、その金額は、市及び協会が協議の上、決定するものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、市及び協会が協議して定めるものとする。

(協定の有効期間)

第8条 この協定は、締結の日から効力が発生するものとし、市又は協会いずれかから文書による申出がない限り継続する。

この協定を証するため本書2通を作成し、市・協会双方が記名押印の上、各1通を保有するものとする。

平成26年6月9日

東海市中央町一丁目1番地

東海市長 鈴木 淳 雄

名古屋市中区金山二丁目10番9号(第8フクマルビル5階)

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会 会長 永 井 良 一

災害時における災害廃棄物処理の協力要請書

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
会長 様

東海市長 鈴木 淳雄 ⑩

災害時における廃棄物の処理等に関する協定第3条第2項の規定に基づき、次のとおり
災害廃棄物処理を要請します。

被災の状況	
災害廃棄物 処理の場所	
災害廃棄物 処理の内容	
災害廃棄物 処理の期間	
その他 必要な事項	

(担当：東海市環境経済部清掃センター 電話052-601-2053)

— — — — — (改ページ) — — — — —

災害時における災害廃棄物処理の協力実施報告書

東海市長 宛て

一般社団法人 愛知県産業廃棄物協会
会長 ⑩

災害時における廃棄物の処理等に関する協定第5条第2項の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害廃棄物処理を 実施した場所	
実施した災害 廃棄物処理の内容	
災害廃棄物処理に 従事した要員、 車両及び資機材等	
災害廃棄物処理に 従事した期間	
その他 必要な事項	

(担当者 役職： 氏名： 電話)